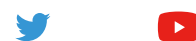


[アクセス](#) [サイトマップ](#) [相談窓口](#) [キッズルーム](#) [本文へ](#) [ENGLISH](#)文字の大きさ [標準](#) [拡大](#)[色変更・音声読み上げ・ルビ振り](#)

検索

[トップページ](#) > [政策・審議会等](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [人権擁護局フロントページ](#) > [啓発活動](#) > [ヘイトスピーチ、許さない。](#)

## ヘイトスピーチ、許さない。

[English](#) [Chinese](#) [Korean](#)

### NEW !

- [「ヘイトスピーチ解消コラム「令和5年版人権教育・啓発白書」が刊行されました！」を掲載しました！（令和5年8月）](#)
- [「ヘイトスピーチ解消コラム「ヘイトスピーチ解消法施行7年」を掲載しました！（令和5年6月）](#)
- [「ヘイトスピーチ解消コラム「令和4年における「人権侵犯事件」の状況について」を掲載しました！（令和5年4月）](#)

### 【目次】

- [「ヘイトスピーチ」って何？](#)
- [どんな法律があるの？](#)
- [法務省はどのような取組をしているの？](#)

## ◆「ヘイトスピーチ」って何？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（内閣府「人権擁護に関する世論調査（平成29年10月）」より）。

例えば、

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの  
(「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)
  - (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの  
(「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など)
  - (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの  
(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)
- などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別を生じさせることになりかねません。

多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



検索

## ◆どんな法律があるの？

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。

### ○ 法律等

[本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律\(平成28年法律第68号\)](#)【e-Govにリンク】

[附帯決議\(衆議院法務委員会\)](#)【PDF】

[附帯決議\(参議院法務委員会\)](#)【PDF】

※英語・中国語・韓国語の条文

[Article in English, Chinese and Korean](#)

### ○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に関する参考情報

ヘイトスピーチ解消法の解釈など、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を行うに当たって参考となる情報を、法務省人権擁護局において取りまとめたものです。

[参考情報1](#)【PDF】(ヘイトスピーチ解消法制定の経緯、公の施設の使用許可等について)

[参考情報2【PDF】](#)(ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈について)

[参考情報3【PDF】](#)(人権侵犯事件として処理するに当たっての判断枠組みについて)

## ○ 参考となる通知等

・平成31年3月8日付け「[インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について](#)」【PDF】

・平成31年3月12日付け「[選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について](#)」【PDF】

## ◆法務省はどのような取組をしているの？



検索

ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会の間に浸透することが重要です。

法務省の人権擁護機関では、こうした認識の下、ヘイトスピーチを他人事ではなく自分自身の問題として捉えていただけるよう、ヘイトスピーチに焦点を当てた様々な啓発・広報活動を行っています。

## 啓発活動

### ○ ポスター・リーフレット・啓発冊子



#### ポスター

[「ヘイトスピーチ、許さない。」](#)



#### リーフレット

[「ヘイトスピーチ、許さない。」](#)



#### 啓発冊子(マンガ)

[「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」](#)

※ ポスター・リーフレット及び啓発冊子は、ヘイトスピーチ解消のための啓発活動等にご活用いただけます。

(注意点)

・ポスター・リーフレット及び啓発冊子は**一切改変せず**ご使用願います。

・一部の団体・個人において、当局が作成したポスター等の文言を改変して、インターネット上で掲示したり、デモ・集会等で使用したりする事案が発生しておりますが、当局としてこのような改変は一切許可しておりません。

### ○ スポット映像

・「ヘイトスピーチ、許さない。」(インターネット編) ←New!!



検索

・「ヘイトスピーチ、許さない。」

○ 啓発動画（法務省YouTubeチャンネル）



[「差別のない世界へ」](#)



[「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」](#)

○ [ヘイトスピーチ解消コラム](#)

定期的にはコラムを掲載しています。また、[Facebook](#)でも配信しています。

★最近のコラム★

[「令和5年版人権教育・啓発白書」が刊行されました！](#)（令和5年8月）←New!!

[ヘイトスピーチ解消法施行7年](#)（令和5年6月）

[令和4年における「人権侵犯事件」の状況について](#)（令和5年4月）

○ [全国の法務局におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組](#)

全国の法務局においても、ヘイトスピーチ解消に向けた様々な取組を行っています。

○ 関係省庁・地方公共団体と連携した取組

法務省を含む関係省庁及び地方公共団体との間で、ヘイトスピーチに係る取組の情報共有を行って



います。

## [人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会](#)

### ○ [ヘイトスピーチ・外国人の差別に関する実態調査](#)

ヘイトスピーチを含む人種差別意識の解消や今後の我が国における外国人に係る人権擁護施策の基礎資料とすることを目的とした実態調査を行っています。

#### 相談窓口

ヘイトスピーチでお悩みの方は御相談ください。

法務局において、窓口・電話又はインターネットでの相談を受け付けております。



## ◆リンク集

▶ [平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解](#)

▶ [平成26年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解](#)

▶ [令和4年8月実施「人権擁護に関する世論調査」](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。  
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年10月時点のものです。

Excel 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。

Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。

リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。

[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

▲ ページトップへ

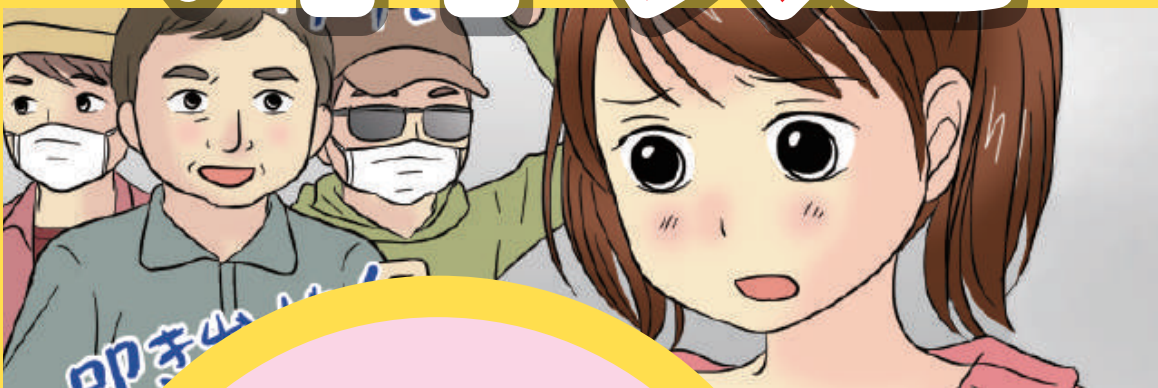


〇〇人は出

〇〇人は海に投げ込め!  
〇〇人は日本から出て行け



# 私たちの身近にある ヘイトスピーチ



お互いを理解  
することね。

お互いの理解を深めよう

差別を生む言動をしない、  
書き込まない

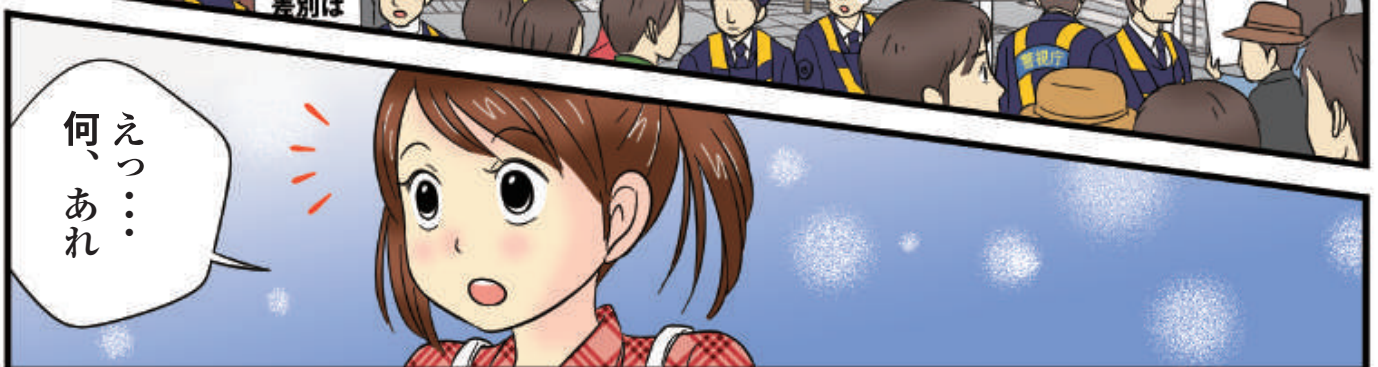
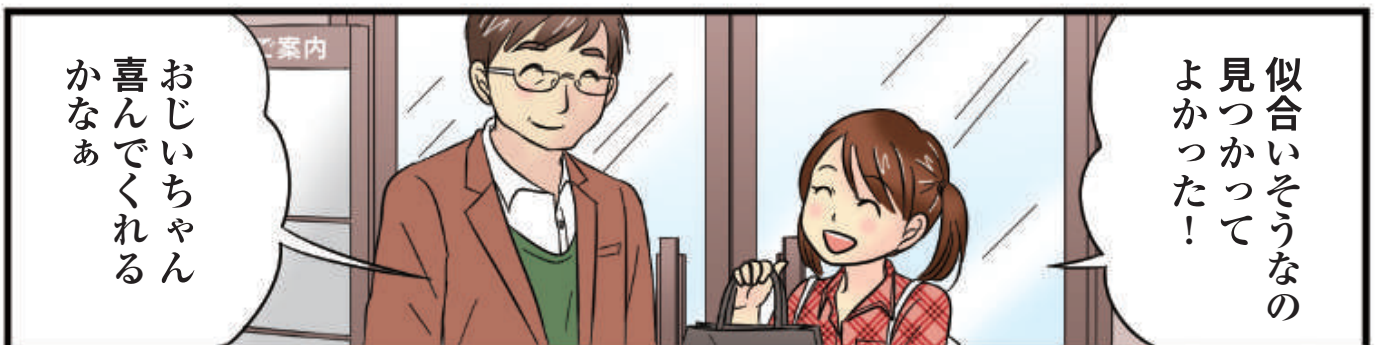
<改訂版>

マンガ：ほんままり



# 私たちの身近にあるヘイトスピーチ

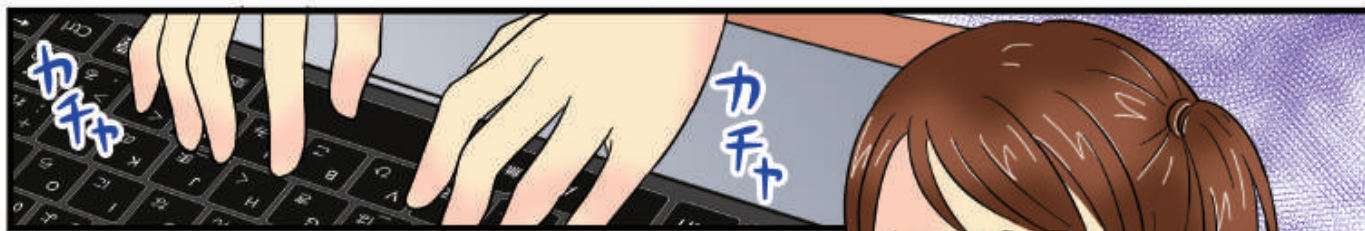
とある日曜、お父さんと買い物へ出かけた小学6年生のまどか。そこで普段見慣れない集団に出会います。



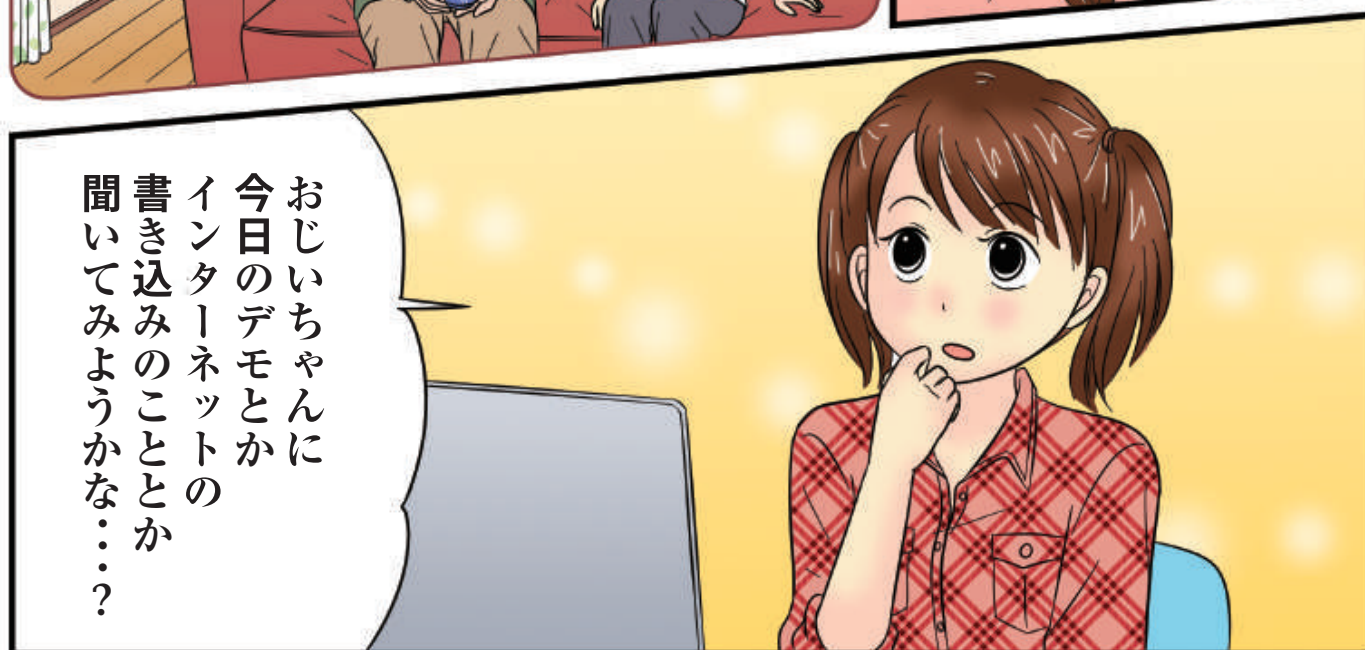
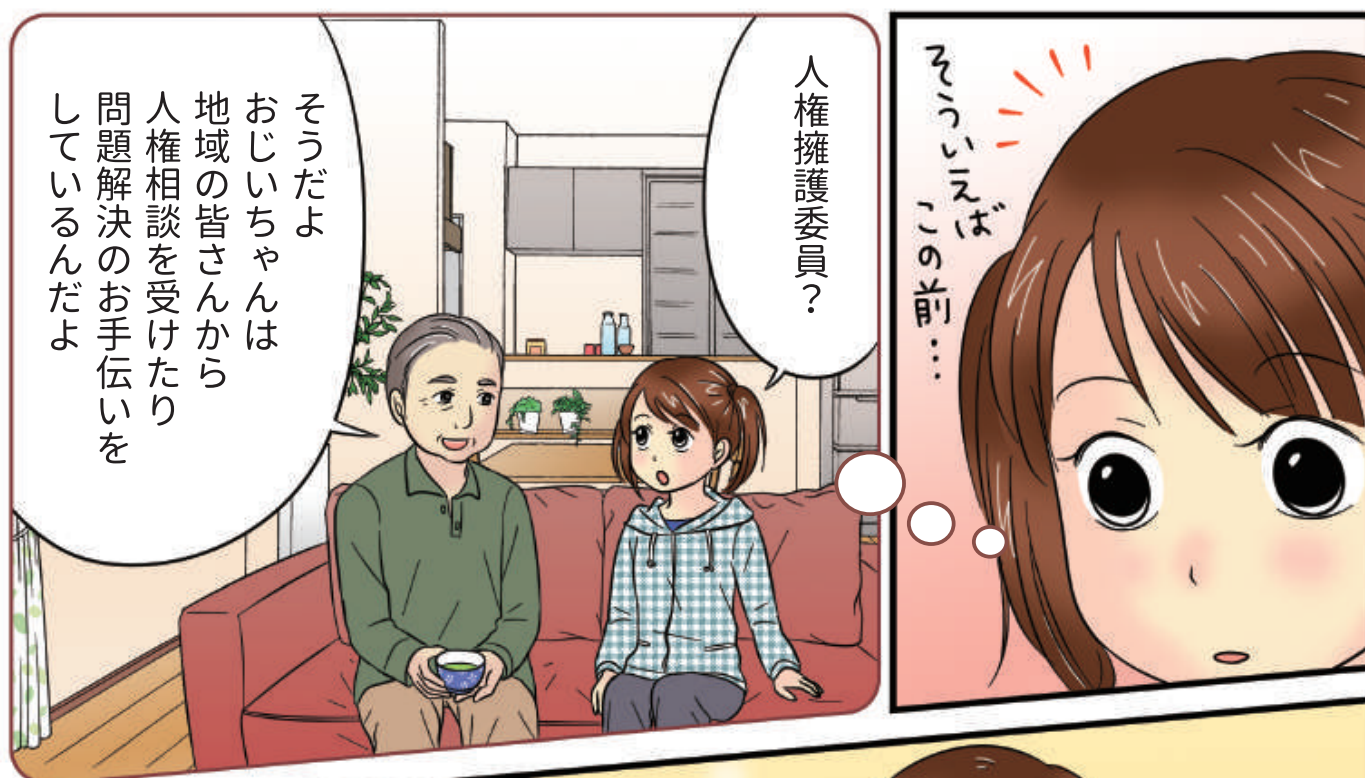










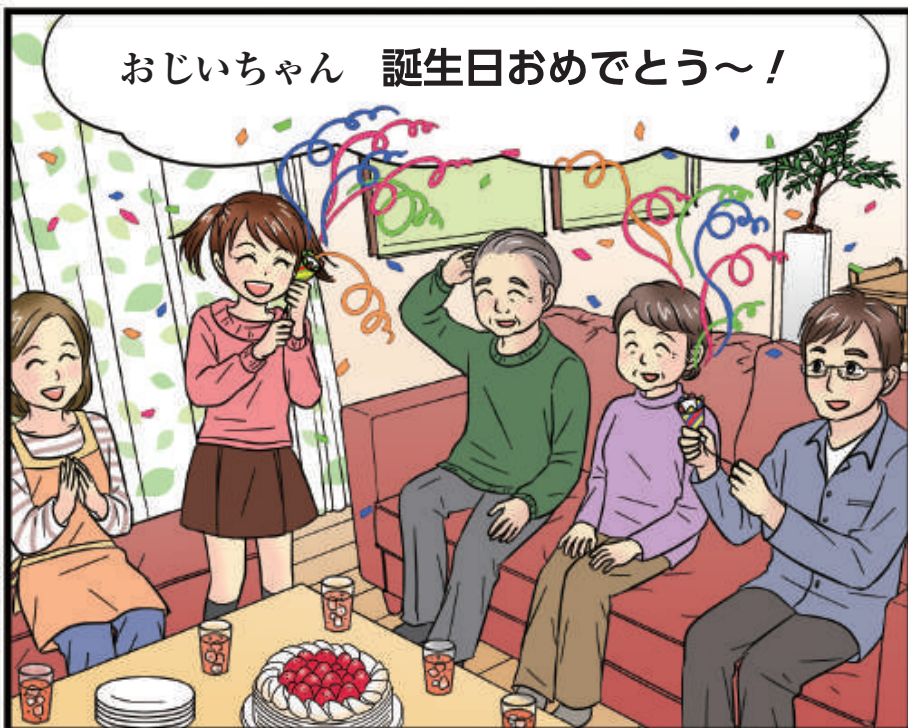




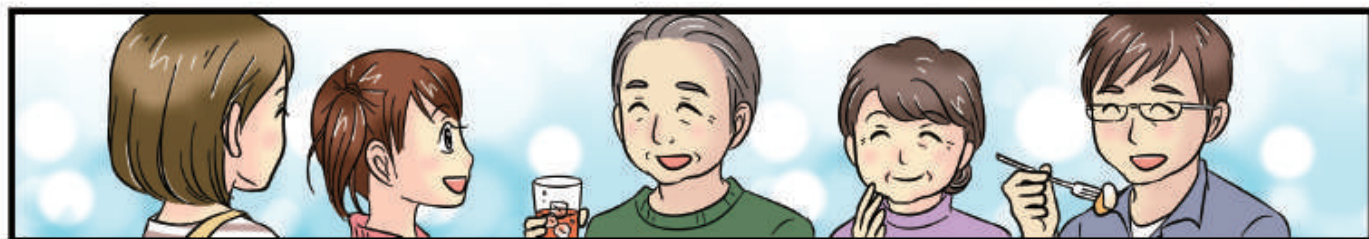


おじいちゃん  
似合ってる！

おお！  
いい帽子だね  
ありがとう  
プレゼント



おじいちゃん 誕生日おめでとう～！



不安を感じたり  
心が傷つけられたと  
感じることもあるんだよ

まどかが見たり  
聞いたりしたような  
言葉を浴びせられた  
人たちは

おや、そんなことが  
あったのか・・・  
それは驚いただろう



おじいちゃん  
この帽子を買いに  
行った時、街で  
○○人は出ていけ！って  
叫びながら行進している  
人たちを見かけたの・・・

インターネットの  
掲示板やSNSにも  
そんな書き込みが  
色々あったんだよ





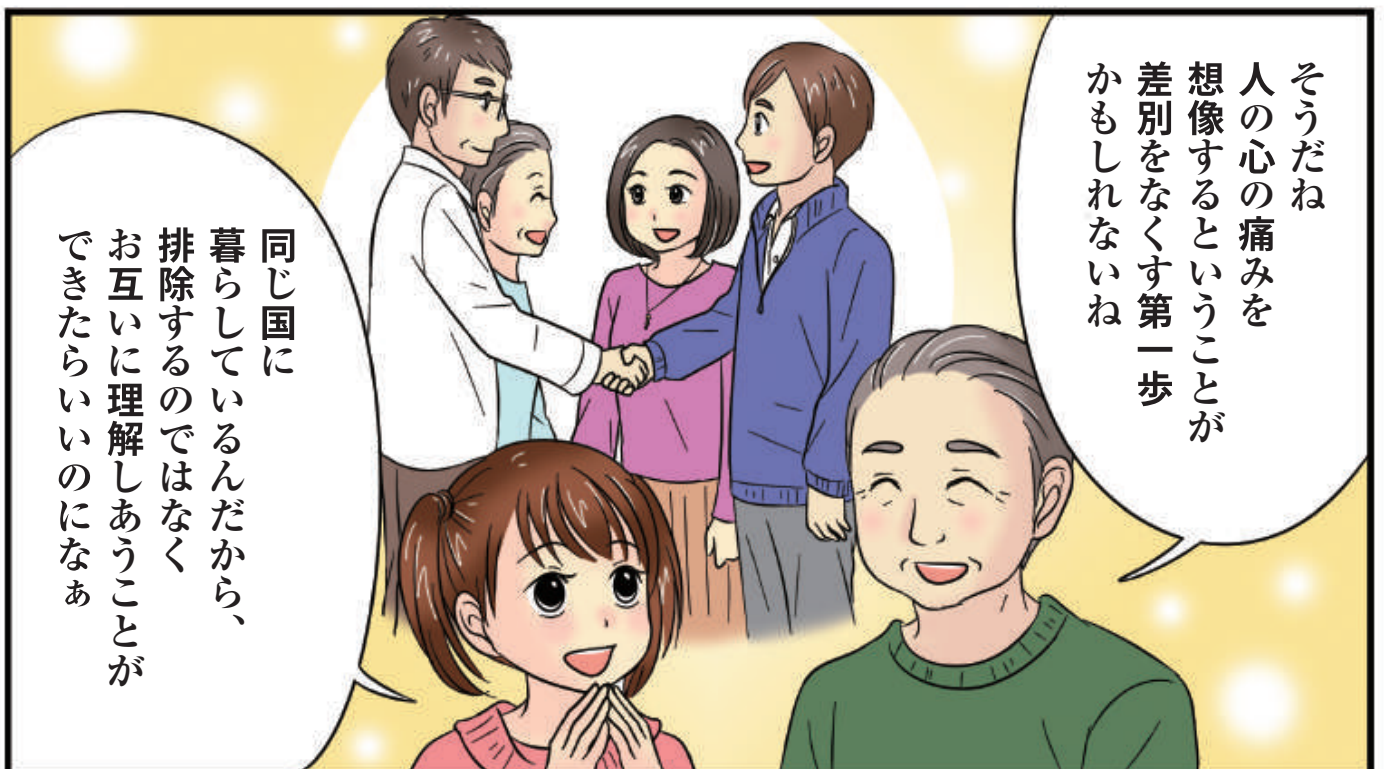
最近、これが  
ヘイトスピーチと呼ばれて  
社会的な問題になっているんだ

憎しみや敵意をあおる  
ヘイトスピーチは  
許されないことだと思うよ

へえ...



もし自分が  
外国に暮らしていて  
あんなこと  
言われたら...  
すごく悲しいと思う



そうだね  
人の心の痛みを  
想像するということが  
差別をなくす第一歩  
かもしれないね

同じ国に  
暮らしているんだから、  
排除するのではなく  
お互いに理解しあうことが  
できたらいいのになあ

## Q1

## ヘイトスピーチって何？



## A1

ヘイトスピーチに明確な定義はありませんが、デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとしたり、著しく侮蔑したりする内容の言動が見られ、このような言動が一般にヘイトスピーチとされています。例えば、特定の国の出身の人々について一律に「日本から叩き出せ」や「殺せ」というものが、ヘイトスピーチに当たるとされています。

また、特定の国の出身者に対するものであるかを問わず、国籍、人種、民族等を理由としたこのような言動も、決してあってはならないものです。

## Q2

## ヘイトスピーチの何が問題なの？



## A2

このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、そのような人々に対する差別を生じさせるおそれがあり、決してあってはならないものです。

## Q3

### ヘイトスピーチをなくすために、私たちにできることは？



## A3

まずは、こうしたヘイトスピーチをなくしていく必要性について、私たちの理解を深めることが重要です。このことは、平成28年にできた、いわゆるヘイトスピーチ解消法（※）にも、基本理念として書かれています。

※正式名称は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年5月24日成立、同年6月3日施行)

#### (前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許

されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

#### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。



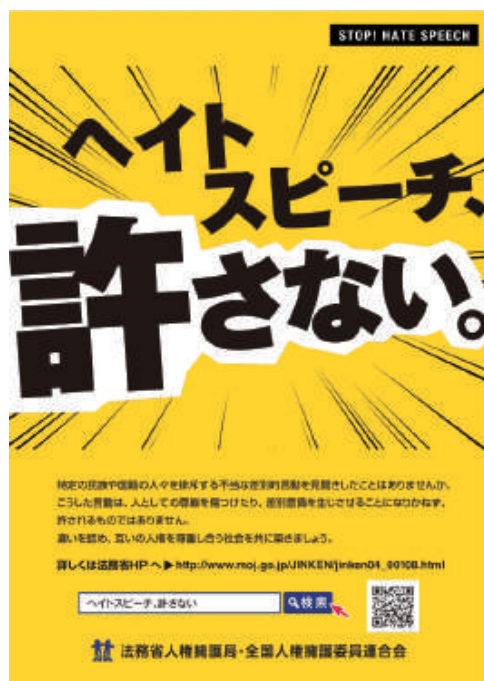
# 法務省の取り組み

法務省では、ヘイトスピーチをなくすために様々な活動を行っています。  
ここでは、その一部を紹介します。

## 1 ポスターやDVD等を活用した啓発活動

「ヘイトスピーチ、許さない。」のキャッチコピーを使ったポスターを作成し、地方公共団体や交通機関などに配布しているほか、啓発DVDの企業等への貸し出しも行っています。また、バナー画像や横断幕を作成し、街頭やスポーツ組織と協力した啓発活動も実施しています。

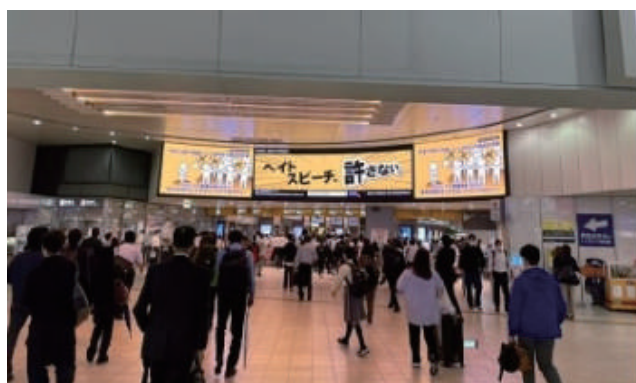
### ● ポスター



### ● 啓発DVD「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



### ● 啓発バナー画像（福岡県福岡市）



### ● 横断幕（サンガスタジアム（京都府亀岡市））



(c) KYOTO.P.S.

## 2

## インターネット上での啓発活動

インターネット上で「ヘイトスピーチ、許さない。」のバナー画像などを掲載しました。また、ヘイトスピーチの解消をテーマとした動画を作成し、法務省YouTubeチャンネルで公開しているほか、SNSを通じた情報発信も積極的に行っています。

### ● バナー広告



### ● 動画「ヘイトスピーチ、許さない。」



### ● 動画「ヘイトスピーチ、許さない。」 (インターネット編)



## 3

## 地方公共団体と協力して行う啓発活動

地方公共団体と協力し、ヘイトスピーチをなくすための啓発活動を行っています。

### ● 川崎駅（神奈川県川崎市）



### ● 梅田駅（大阪府大阪市）





ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する  
問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番  (全国共通) ゼロゼロみんなのひやくとおぼん **0570-003-110**

こどもの人権110番  (全国共通・通話料無料) ゼロゼロなのひやくとおぼん **0120-007-110**

女性の人権ホットライン  (全国共通) ゼロナナゼロのハートライン **0570-070-810**

インターネット人権相談受付窓口



じんけんそうだん けんさく  
インターネット人権相談 検索

● 一般用

<https://www.jinken.go.jp/>

● こども用

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>



外国語人権相談ダイヤル (全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

 **0570-090911**

**対応時間** 平日(年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00

**対応言語** 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口

(Human rights counseling services in foreign languages on the Internet)

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



人権擁護局HP・公式SNSアカウント

法務省人権擁護局HP



Twitter



Facebook



LINE



 @MOJ\_JINKEN

 HumanRightsBureau.MOJ

 @JINKEN01

## 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その1）

本稿は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行を踏まえた参考情報として、法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」において作成し、関係地方公共団体に提供するものである。

- (1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）は、平成28年5月24日に成立し、同年6月3日に施行された。

ここでは、いわゆるヘイトスピーチをめぐって本法律が制定された経緯を概観した上、本法律の趣旨を踏まえた取組に関する基本的な考え方の一端を示すこととする。

- (2) ヘイトスピーチについては、我が国の法律上の概念ではなく、確たる定義が見当たらないものであるが、「近年、我が国において、特定の民族や国籍など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会ひいては日本社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭宣伝活動が全国各地で公然と行われるとともに、その様子が関連する団体のインターネット上のウェブサイト等で宣伝される事態が生じている。」（注1）ともされており、我が国における様々な人権課題の中でも、比較的新しい事象とすることができる。

（注1）魚住裕一郎・西田昌司・矢倉克夫・三宅伸吾・有田芳生・仁比聡平  
・谷亮子監修「ヘイトスピーチ解消法 成立の経緯と基本的な考え方」

2頁参照

ヘイトスピーチが社会の耳目を集めるようになった契機の一つとしては、平成21年12月から平成22年3月にかけて、右派系市民グループが行った示威行動について損害賠償責任が認められた、いわゆる京都朝鮮第一初級学校事件の民事事件判決（注2）などが挙げられる。また、平成26年8月

に人種差別撤廃委員会が我が国におけるヘイトスピーチの広がり懸念を示しヘイトスピーチに対処するよう勧告するなど、国際的にも、我が国におけるヘイトスピーチが関心を集めるようになった。

(注2) 平成25年10月7日京都地方裁判所判決

- (3) このような中、法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を人権啓発活動の強調事項の一つとして各種啓発活動を行ってきたほか、平成26年度から、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとして、新聞・インターネット広告の展開、法務省ホームページにおける特設ページの開設、ポスター・リーフレットの作成・配布、「YouTube」におけるスポット映像の配信等を実施してきたところである。

また、平成27年度の法務省委託調査研究事業として公益財団法人人権教育啓発推進センターが「ヘイトスピーチに関する実態調査」を実施した結果、ヘイトスピーチを行っているとして一般に指摘されている団体によるデモ等の発生状況、デモ等における発言内容のいずれについても、それらのデモ等そのものや、一般にヘイトスピーチであると指摘されることの多い言動が、未だ沈静化したとは言えない状況にあることが明らかとなった。

さらに、ヘイトスピーチに関する独自の取組を行う地方公共団体として、例えば、大阪市では、ヘイトスピーチの定義等の明確化、啓発、ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表、中立的機関による審査等を内容とした「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定し、当該条例は平成28年1月18日に公布された（同日一部施行、拡散防止措置及び認識等の公表に関する部分は、同年7月1日施行）。

- (4) ヘイトスピーチをめぐる国会の動向としては、民主党（当時）、社会民主党などから、平成27年5月22日に「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」が参議院に提出され、参議院法務委員会に付託されて、継続審議となっていたところ、平成28年4月8日、自由民主党、公明党から、本法律案が参議院に提出されるに至った。

本法律案の国会審議の経過は以下のとおりである。

平成28年4月13日 参議院法務委員会に付託



5月12日 参議院法務委員会において全会一致で修正議決、附帯決議  
5月13日 参議院本会議において賛成多数で修正議決  
5月18日 衆議院法務委員会に付託  
5月20日 衆議院法務委員会において全会一致で可決  
5月24日 衆議院本会議において賛成多数で可決  
6月 3日 公布、施行

- (5) 本法律は、前文において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が許されないことを宣言するとともに、本法律の制定の意義を規定している。

#### 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

- (6) 本法律の特色の一つとしては、ヘイトスピーチについての禁止規定を置かずにいわゆる理念法として制定されたということが挙げられる。すなわち、ヘイトスピーチは、専ら表現内容に着目して、その問題性を指摘する概念であるところ、一般に、法律で表現内容を規制することは、表現行為の萎縮的効果をもたらすおそれがあるため、本法律では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動について定義規定を置きつつも、その禁止規定や、禁止規定に

違反した場合の罰則を敢えて置かないこととしたとされ、理念法として、前文においてそのような不当な差別的言動が許されないと宣言することに重要な意義があるとされている。(注3)

(注3) 発議者西田昌司議員答弁「表現内容を規制するのは、先ほども言いましたけれども、表現行為の萎縮効果をもたらすおそれがありますから、このような不当な差別的言動の禁止や、その禁止に違反した場合の罰則を定めるということはあえてしていないわけであります。もっとも、御指摘のとおり前文で不当な差別的言動を許されないと宣言しましたが、法律でそういうメッセージを発信すること自体が非常に私は重要な意義があるものと考えております。」(第190回国会参議院法務委員会会議録(平成28年4月19日)(2頁))

したがって、本法律は、特定の表現行為について行政機関が違法であるか否かを判断する枠組みを設けたものではなく、そのような違法性の判断は司法手続においてなされるべきであるとしつつ、行政機関が様々な行政事務を遂行するに当たって、本法律で定められた理念を指針として判断していくことが求められているとされている。(注4)

(注4) 発議者矢倉克夫議員答弁「今回、理念法で違法かどうかという判断をこれは提示したという趣旨ではないというふうに御理解をいただければと思います。」(第190回国会参議院法務委員会会議録(平成28年4月19日)(2~3頁))

発議者西田昌司議員答弁「ヘイトだということを理由に行政の方が違う形で市民に圧力を掛けてくるということが、ほかの法律でも同じような枠組みで作られることも考えられます。我々は、そういう公権力が個人の表現の自由や内心の自由に関わるようなところに入っていくべきではないというのが自民、公明のこの法律を作る上での一番最初の入口の部分であります。そして、その部分は、ヘイトであったかどうかという認定は、これはむしろ裁判の場で、司法の場でやっていただくんです。じゃ、この法律は一体何の意味があるのかというと、こういう理念を掲げて、そもそも国民がこういうヘイトはすべきではないんだと、また、そういう差別のない社会をつくるのが国民も努力

していかなければならない、そしてそのことを国と地方公共団体が教育や啓発、相談などを通じて広げていこうということを示すことによって行政側が様々な判断するときの一つの指針になるのではないかと思います。」（第190回国会参議院法務委員会会議録（平成28年4月19日）（3頁））

- (7) 本法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するに当たって、そのような取組を担う行政機関、すなわち国及び地方公共団体の責務を第4条で規定している。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

- (8) 本条第1項は、国の責務を規定しているが、これは、前文で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないと宣言されたことを受けて、その解消に向けた取組に関する施策として、啓発活動その他の人権擁護施策を、法務省を中心とした国が主体的に行う責務があることを明らかにしたものとされる。（注5）

（注5） 発議者矢倉克夫議員答弁「国においては、例えば、法務省を中心に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた様々な施策を実施する責務を有するということでもあります。とりわけ啓発活動でありますとか、これも理念としてこういうヘイトスピーチは許されないということを初めて国としてうたったわけでもあります。その方向性に従って、啓発活動とかその他の人権擁護施策は、これ広く国民一般に向けられたものとして国が主体的にやる責務があるというところであ

ります。」(第190回国会参議院法務委員会会議録(平成28年4月19日)(9~10頁))

他方、地方公共団体については、それぞれの地域の人口に本邦外出身者が占める割合や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を内容とするデモ、街頭宣伝活動が行われる頻度等が地域によって様々であり、そのような実情に応じて、施策を講ずるよう努めるものとされ、国と地方公共団体が果たすべき役割の違いを踏まえたものとされている。(注6)

(注6) 発議者矢倉克夫議員答弁「他方で、地方公共団体等、その本邦外出身者の方が人口の中でどれくらい占めるかとか、もろもろな事情もあります。あと、こういう言動が行われている頻度等もある。そういった実情に応じて、その解消に向けた取組に関して施策を講じるように努めた。これは、要するに国と地方公共団体が果たすべき役割の違いを踏まえて書き分けを行ったというところであります。」(第190回国会参議院法務委員会会議録(平成28年4月19日)(9~10頁))

もつとも、衆参両院の法務委員会では、本法律案に対する附帯決議がされ、そこでは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」などとされている(注7)とおり、地域の実情によっては、地方公共団体においても、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を積極的に行うことが求められていると言えよう。

(注7) 参議院法務委員会附帯決議。なお、衆議院法務委員会附帯決議も同旨。

- (9) 地方公共団体にとって、本法律との関係で問題となり得ることの一つとして、住民等から公の施設の使用許可申請等がされた場合においてその使用時にヘイトスピーチが行われることが予想されるようなとき、その許否をどのように判断すべきかということがあると考えられる。

本法律の国会審議において、どのような表現内容が許される内容なのかを行政機関が判断することは憲法上問題があるとされ、また、本法律によって直ちにヘイトスピーチのデモを禁止するという事にはならないとされてい

る（注8）ことに留意しておく必要がある。このことからすれば、公の施設の使用許可申請等がされた場合にその使用時にヘイトスピーチが行われることが予想されるようなときでも、本法律の直接的な効果として、許可権限を有する行政機関が直ちに不許可とすることはできないものと思われる。他方で、本法律が本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないと宣言したことは、他の法令の解釈の指針となり得るともされており、このような観点から、公の施設の使用許可申請等とヘイトスピーチの問題を考えていく必要があるだろう。

（注8） 発議者矢倉克夫議員答弁「出発点がそもそもそのような形で、何が表現内容、許される内容かどうかということ行政権が判断するということは憲法上問題があるというところ、そこがまず出発点で有り、そこがちょっと認識として違うところであるというふうに思っております。」（第190回国会参議院法務委員会会議録（平成28年4月19日）（6頁））

発議者西田昌司議員答弁「原則的な話で言いますと、今、矢倉委員がお話ししましたように、要するに、事前にこの表現内容、デモ内容にチェックして道路使用許可を与えるかどうかという仕組みには今なっておりません。しかし、この法律ができましたからといって直ちにヘイトスピーチやるんだったら禁止だという話にはならないと思います。しかし、大事なのはそこから先でして、こういう理念法、これ宣言することによって、我々は行政も含めてこういうことはさせてはならないと。そうすると、実際にはいろんな法律がまだまだあるわけですよ。その法律の運用規定につきましても、例えば騒音防止条例とかそれから名誉毀損とか、様々なものがありますよね。そういうことも含め、我々はヘイトスピーチを公然とやっていることを許すことはできないという、このことを宣言することによって、様々な法律の解釈の指針も、また我々は指針を与えることになると思っています。そういう合わせ技を含めて、行政がこのヘイトスピーチに対して抑止力を発揮できるものだと考えております。」（第190回国会参議院法務委員会会議録（平成28年4月19日）（6頁））



そもそも、公の施設の使用許可等の問題に限らず、一般に、将来、予定されている集会等において、ヘイトスピーチが行われるか否か、行われるとしてどのような内容、態様等で行われるかについては、予定されている集会等について、事前に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情（集会等における表現活動の内容のほか、時間・場所、集会等の規模・態様、参加者の募集の方法、一般への公開の有無等）のほか、集会等の主催者及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会等における言動の内容等の諸事情を総合的に勘案して判断されることとなると思われる。

そして、公の施設の使用許可申請等は、地方自治法第244条第2項の「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」という規定や当該施設の使用許可等に関する条例の規定等に基づいて判断することとなるであろうから、個別具体の事案ごとに、前記のような集会等に関する諸事情を総合的に勘案し、これを各規定に当てはめて、適切に判断していくほかないものと考えられる。地方自治法第244条第2項については、「正当な理由」（注9）の有無に関し、前記のような集会等に関する諸事情を必要に応じて総合的に勘案し、正当な理由があると認められる場合に限り利用を拒むことができることとなり、その他の関係条例については、その条例に定められた使用許可等に係る条項（例えば、当該施設の設置目的や使用方法についての定めがある場合が考えられる）について、前記のような集会等に関する諸事情を総合的に勘案して、判断していくこととなる。

（注9）その解釈については、「「正当な理由」に該当するかどうかは、個々具体的の場合に判断するほかはないが、一般的には、公の施設の利用に当たり使用料を払わない場合、公の施設の利用者が予定人員をこえる場合、その者に公の施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合、その他公の施設の利用に関する規程に違反して公の施設を利用しようとする場合等は、正当な理由に該当すると解される。」（「新版逐条地方自治法〈第8次改訂版〉」1061頁）などとされている。

ただし、ヘイトスピーチを理由に公の施設の使用を不許可等とする場合は、

公権力による表現行為の事前規制としての側面を有することなどから、表現の自由や集会の自由を保障した憲法第21条等との関係が問題となる。表現行為の事前規制に関しては、例えば、最高裁判例では、「事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない」(昭和61年6月11日北方ジャーナル事件最高裁判決)(注10)とされているところである。

(注10) 最高裁判所昭和61年6月11日判決民集第40巻4号872頁。

本文の引用部分に続いて、同判決は、「出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法21条1項の趣旨に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法として差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限って、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。」としている。

このような判例の趣旨も踏まえれば、一般に、行政機関としては、公の施設の使用許可等の判断に当たって、憲法上保障された表現の自由、集会の自由に十分留意して、恣意的な運用をしてはならないことはもとより、正当な

表現行為を萎縮させるようなことがないよう留意すべきこともいうまでもなく、公の施設の使用許可等とヘイトスピーチの問題についても、地方公共団体においては、例えば、具体的にどのような内容であると予測されれば使用許可が制限され得るのか、許否に当たりどのような手続を経て判断するのか等の点について、住民等にとって明確となるような要件及び手続を検討して公表することも一案として考えられよう。



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）

本稿は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行を踏まえた参考情報として、法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」において作成し、関係地方公共団体に提供するものである。

- (1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を規定している。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

- (2) 本条は、「本邦外出身者」について、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と規定し、いわゆる適法居住要件を付している。ただし、本法律は、本条において「本邦外出身者」にそのような要件が付されていることをもって、「適法に居住」しない者、すなわち不法滞在者等に対する「不当な差別的言動」であれば許されるとする趣旨ではないとされている（注1）。

（注1） 発議者矢倉克夫議員答弁「ヘイトスピーチ、不当な、適法にいない

者に対してこのような非常に許されないような態様でやっていかということを、お墨付きをあげているものでは当然ございません（略）今、ヘイトスピーチをやっているような人たちがこれに反対解釈をして、そのような人たちに対してのヘイトスピーチを、これお墨付きを与えたものだということは、これは一切当たらないというふうに改めてお伝えしたいと思います。」（第190回国会参議院法務委員会会議録（平成28年4月19日）（9頁））。

このような考え方は、参議院の法務委員会附帯決議において、国及び地方公共団体が特段の配慮をすべき事項として、「第二条が規定する『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること」を挙げている（注2）ことと同じ趣旨のものと考えられる。

（注2）参議院法務委員会附帯決議。衆議院法務委員会附帯決議も同旨。

- (3) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、本条は、その後半にあるとおり、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとしつつ、その典型的な具体例として、本条の前半において、「（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」すること及び「（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）本邦外出身者を著しく侮蔑する」ことの二つを規定したものとされている。そして、これら二つの具体例の末尾には、「など、」と規定されていることからして、これらの具体例のほかにも、例えば、本邦外出身者を排斥する旨を告知することも、後半の「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ことに当たる場合は、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に含まれることになることとされている（注3）。このようなことからすれば、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」としては、前半の二つの典型的な具体例に当たる行為のほか、これらの具体例に類するもの

として後半の「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ことに当たる行為を規定しているものと考えられよう。

(注3) 参議院法制局加藤第五部長答弁「この定義においては、大きくくりのものとして、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する差別的な言動という部分を規定したものでございます。その上で、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動の典型と言える具体的な例として、本邦外出身者の生命等に危害を加える旨を告知すること、これを規定しております。また、先ほど御提案がなされました修正案におきまして、本邦外出身者を著しく侮蔑することを規定しております。なお、定義規定の前半の典型となる規定の具体例の一番最後に「など、」というふうに規定しております。これは、今申し述べました二つの典型的な具体例のほかにも、本邦外出身者を排斥する旨を告知することなども当然この定義に入ってくるものと考えております。」(第190回国会参議院法務委員会会議録(平成28年5月12日)(2～3頁))。

なお、平成27年度に法務省が公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施した「ヘイトスピーチに関する実態調査」では、「インターネット上で確認できるデモ・街宣活動の発言内容等の把握」の方法として、一般的に、ヘイトスピーチであると指摘されることの多い内容として、「①特定の民族等に属する集団を一律に排斥する内容(例えば、特定の民族等について、一律に「日本から出て行け」などとするもの)、②特定の民族等に属する集団の生命、身体等に危害を加えるとする内容(例えば、特定の民族等について、「皆殺しにしろ」などとするもの)を含む発言に加えて、③特定の民族等に属する集団を蔑称で呼ぶなどして殊更に誹謗中傷する内容」に分類して抽出を行っている(注4)。当該調査における3分類は、本条の規定ぶりとも異なっている上、デモ・街宣活動等における発言という一定の態様に限定されていることもあり、もとより同一の概念を示すものではないことは当然であるが、ヘイトスピーチの実態を調査するに当たり、ヘイトスピーチであると指摘されることの多い内容として類型化されたものであるから、



本条の規定を理解する際に一定程度、参考となり得るものと考えられる（注5）。

（注4）「平成27年度法務省委託調査研究事業 ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」（公益財団法人人権教育啓発推進センター）7頁参照。

（注5）したがって、「ヘイトスピーチに関する実態調査」の報告書で示された、デモ等における発言の出現状況については、仮に、本法律にいう「不当な差別的言動」として分析したとしても、必ずしも一致するものではない。

- (4) 個別具体の言動が本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、国及び地方公共団体が、それぞれの施策を行う場面で適切に判断する必要があると考えられる。もとより、本法律は、いわゆる理念法であり、本則で名宛人を明らかにした禁止規定を設けるなどしていないため、国及び地方公共団体が、個別具体の言動について、本法律に違反するという一般的な意味においての違法性の有無を判断すべき場面は想定し難い。しかし、本法律は、国及び地方公共団体が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を推進すべきことを定めているため、そうした取組の推進に当たり、個別具体の言動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かの判断が必要となる場合はあり得るし、その他種々の行政事務を遂行するに当たって、本法律を指針として、本法律で規定される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは何かを把握しつつ、必要に応じて、個別具体の言動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものかどうか判断することもあり得るものと考えられる。

そして、個別具体の言動が、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否か、すなわち、前記の二つの典型的な具体例や、「地域社会から排除することを煽動する」ことに該当するか否かは、本法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。すなわち、同一の文言であれば、常に本条の該当性の判断に変わりがないというものではなく、個別具体の言動がどのような状況や背景の下で行われるに至ったのか、その前後の文脈を踏まえて当該言動がどのような趣旨、意味に解されるのか等の諸事情を勘案

することにより、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かの判断が異なることは当然あり得ると考えられる。したがって、個別具体的な状況を踏まえずに、あらゆる種類の言動についてその該当性を網羅的に示し、あるいは、すべての言動の該当性の判断が可能となる具体的基準を示すといったことは、そもそも困難であるといわざるを得ない。

- (5) そのため、ここでは、典型的な例と考えられるものを示すにとどめるが、まず、前記の二つの具体例のうち、「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解され、具体的には、例えば、「〇〇人は殺せ」、「〇〇人を海に投げ入れろ」、「〇〇人の女をレイプしろ」などと言うものが該当し得ると考えられる。

また、前記の二つの具体例のうち、「本邦外出身者を著しく侮蔑する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものがこれに該当すると解され、例えば、特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動なども該当し得るものと考えられる。蔑称の具体例は割愛するが、隠語や略語が用いられたり、一部を伏せ字にする例もあり得ることから、該当性の判断に当たっては、それらの例を十分に把握しつつ、個別具体の言動がどのような文脈や意味合いで用いられているのかといった点を踏まえることが必要と考えられる。

さらに、「地域社会から排除することを煽動する」言動とは、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解されるが、具体的には、例えば、「〇〇人はこの町から出て行け」、「〇〇人は祖国へ帰れ」、「〇〇人は強制送還すべき」などと言うものが該当し得ると考えられる。この種の言動の中には、一定の条件や理由を付すことにより、一見、正当な言論であるかのように装うものもあり得るが、例えば、「〇〇人は全員犯罪者だから日本から出て行け」、「〇〇人は日本を敵視しているのであるから出て行くべきだ」とするものなど、付されている条件や理由がおよそ意味をなさず、本邦外出身者を排除、排斥する趣旨にほかならないものである場合には、合理的な理由もなく排斥することを煽動してい

るものとして、本条に該当し得ることになると考えられる。したがって、該当性の判断については、前記のとおり、個別具体の言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情により、どのような意味が含まれる言動であるのかを考慮する必要があると言える。なお、本条では、「地域社会」と規定されているが、特定の地域に限定される趣旨ではなく、より広く「日本から出て行け」などと言うものも本条に該当するとされている（注6）。外国政府等の国家機関に対する批判を内容とする言動は、本条に該当しないと解される（注7）。

（注6） 発議者西田昌司議員答弁「日本というのは社会であって、地域社会という、そういう小さなくくりではありませんが、当然日本から出ていけということは地域社会から出ていけということも含まれてきますので、当然それも入ってくると思うんです。」（第190回国会参議院法務委員会会議録（平成28年4月26日）（19頁））。

（注7） なお、例えば、在日米軍に対する批判を内容とする政治的活動については、本条の「不当な差別的言動」に含まれないとされている。発議者西田昌司議員答弁「我々の法案の中に、米軍の問題というのが立法事実として初めから含まれておりません。（略）いわゆる米軍に対する排撃というのは元々入っておりませんし、政治的なそういう活動に対してこの法律が使われることもあり得ないという認識であります。」（第190回国会参議院法務委員会会議録（平成28年5月12日）（5頁～6頁））。

(6) なお、本条にいう「不当な差別的言動」は、デモ等における発言といった一定の表現態様に限定するものではなく、例えば、プラカードに書かれた文字、インターネット上の書込みなどを含むと解される。



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その3）

本稿は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する参考情報として、法務省人権擁護局において作成し、関係地方公共団体に提供するものである。

- (1) 一般に人権侵害とは、特定の者に対しその人権を違法に侵害する行為をいう。人権侵害を理由に救済措置を講じるには、人権を侵害された者を特定する必要がある。一方、不当な差別的言動は、人種、国籍等の特定の属性を有する者の集団や不特定多数の者（以下「集団等」という。）に向けられた形をとるものが少なくないところ、このような集団等に向けられた不当な差別的言動については、特定の個人に向けた言動ではないことから、個人の人権を侵害するとはいえないのではないかという問題がある。このような事情から、集団等に対する不当な差別的言動については、救済措置を講ずるか否かの判断に困難を伴う場合が少なくないのではないかと思われる。

この点について、法務省人権擁護局では、平成31年3月、人権侵犯事件における集団等に向けられた不当な差別的言動の違法性について、平成31年3月8日付け調査救済課長依命通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を全国の法務局及び地方法務局に発出し、考え方を整理したところである。

本稿は、この通知における整理に関して、若干の裁判例を引用しつつ、その考え方を説明するものである。

- (2) 不当な差別的言動が特定の個人を直接の対象としておらず、集団等に向けられている場合には、当該差別的言動による個人の人権に対する影響は間接的、抽象的なものになるため、個人の人権が侵害されたとは認められ

にくくなる。しかしながら、集団等が個人の集合体である以上、不当な差別的言動が集団等に向けられたものであっても、当該差別的言動が行われた経緯、場所、当該差別的言動の態様及び内容、その対象とされた集団等の規模等の個別具体的な事情次第では、その集団等に属する個人の人権を侵害する場合があります。これらを踏まえると、不当な差別的言動がその文言上は集団等に向けられたものであっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じていると認められる場合には、個人の人権が侵害されていると解するのが相当であると考えられる。

そして、②を満たすか否かは、これが自然人の受ける精神的苦痛等を問題とするものである以上、「当該差別的言動は、その対象である集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであった」といえるか否かを、当該差別的言動が行われた経緯、場所、当該差別的言動の態様及び内容、対象とされた集団等の規模等の具体的な事情を考慮し、社会通念に照らして客観的に判断することになる。例えば、特定の集団等に属する者が集住する地域や通学する学校の近隣で、拡声器等を用いるなどして大音量で行われるといった事情は、当該差別的言動がその対象である集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであることを肯定する方向に働く事情になり得ると考えられる（注1）。他方、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶ場合には、そのような集団等に属する自然人が聞いたとしても、個人の人権が侵害されたことを基礎付けるに足りる程の精神的苦痛等を感じるものであるとまではいえない場合もあると思われるため、このような事情は、上記の精神的苦痛等を否定する方向に働く事情になり得ると考えられる（注2）（注3）（注4）。なお、単なる不快感や否定的な感情を覚えるといった程度では、ここでいう精神的苦痛等には当たらないというべきであろう（注5）。

（注1）横浜地裁川崎支部平成28年6月2日決定は、ある運動団体に属する者（以下「A」という。）が「反日汚染の酷いからこそ【川崎を攻撃拠点】に、自国

を貶め、嘘、捏造を垂れ流す日本の敵を駆逐しましょう！」などとデモの実施を予告し、デモへの参加や運動への賛同を呼びかけていたのに対し、在日韓国・朝鮮人が集住する地域に所在し、在日韓国・朝鮮人を主たる対象として社会福祉事業を行っている社会福祉法人がその差止めを求めた事案について、同法人の事業所や同法人が運営する各施設の近隣において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が定める差別的言動に該当することが明らかな言動及びこれに類する言動、すなわち、在日韓国・朝鮮人の生命、身体、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知したり、名誉を毀損し、著しく侮辱したりする差別的言動が、街宣車やスピーカーを使用したり、あるいは大声を張り上げるなどして行われれば、上記法人の役員、職員及び施設利用者のうちの在日韓国・朝鮮人の個人の尊厳をないがしろにし、耐え難い苦痛を与え、ひいては、同法人の職員の業務に従事する士気の著しい低下や、同法人の施設利用者による利用の回避・躊躇を招くことを容易に推測することができるなどの理由を挙げて、Aの行うとみられる差別的言動により、同法人の社会福祉事業の基盤である事業所において平穩に事業を行う人格権が侵害されることによって著しい損害が生じる現実的な危険性があると認められるなどとして、同法人の主たる事務所の入り口から半径500メートル以内でのデモ等を差し止める決定をした。

（注2）東京高裁平成29年9月29日判決は、日本国民である原告らが、旧日本軍が若い女性を従軍慰安婦として強制連行したこと等を内容とする新聞記事により原告らの名誉権等が侵害されたと主張したのに対し、当該新聞記事には原告ら自身やその関係者やその行為等を直接又は間接に対象としたと認められる記載は一切なく、原告らは日本人であるという以外に当該新聞記事の対象との間に何らの関係も認められないから、仮に旧日本軍という集団及び日本政府が当該新聞記事により国際的非難を受けその評価が低下した事実があったとしても、原告らを対象とした記事であるということとはできないこと、当該新聞記事の内容からして、日本人であることに誇りを持つ控訴人らがその自尊感情を傷つけられたと感じたであろう可能性は否定できないとしても、



これにより原告ら個々人の客観的な社会的評価たる名誉が毀損されたとは認められないことなどの理由を挙げて、名誉毀損の成立を否定した。

(注3) また、大阪地裁平成5年3月26日判決は、消費者金融業者である原告らが、殺人事件の報道記事の見出しに「遊興費かさみサラ金苦」などと犯行の動機の背景にサラ金からの借金があるかのように記載されたことにより全国8500社の消費者金融業者の名誉が直接毀損されたと主張したのに対し、個人がその属する多数人で構成される集団あるいは業界について一般的な指摘がなされることによってその名誉を毀損されることはあり得ないところ、本件の報道記事はサラ金業界に対する概括的かつ一般的な非難にとどまるものであるなどとして、名誉毀損の成立を否定している。

(注4) 他方、最高裁平成15年10月16日判決は、テレビジョン放送による名誉毀損の成否に関し、当該テレビジョン放送により摘示された事実を「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜（葉菜類）が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、B研究所の調査によれば、1g当たり0.64～3.80pgTEQであるとの事実」とした上で、当該テレビジョン放送が埼玉県所沢市内において各種野菜を生産する原告らの社会的評価を低下させ、名誉を毀損したと認定した原審の判断を是認している。

(注5) 東京地裁平成19年12月14日判決は、フランス語を母語とし、フランス語学校を経営したり、フランス語を研究するなどしていた原告らが、東京都知事がした「フランス語を昔やりましたが、数勘定できない言葉ですからね。これはやっぱり国際語として失格していくのは、むべなるかなという気がする」等の発言は、原告らの名誉感情を侵害するものであるなどと主張したのに対し、当該発言はフランス語に対する否定的印象を一般人に与えるもので、しかも真実でないことにかんがみれば、フランス語に何らかの形で携わる者に対して不快感を与えることは容易に想像することができ、当該発言は多分に配慮を欠いた発言であったということができるとしつつも、不快

感を与え、配慮を欠いた発言であるというだけでは、直ちに原告らを含むフランス語に携わる特定人の名誉感情を侵害するものとはいえないとした。

## (2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

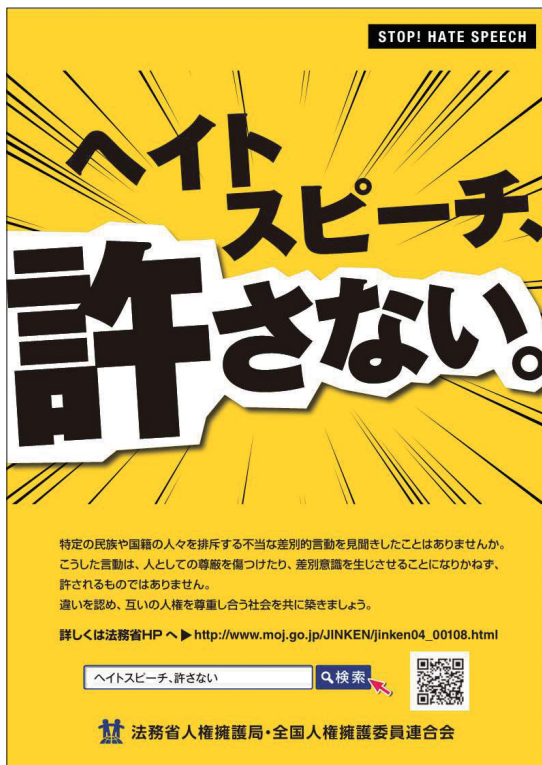
ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、ヘイトスピーチがあってはならないということの理解を促進するための人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等の人権問題に関する相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

具体的には、法務省ホームページ（[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)）の見直し、インターネット広告の拡充、インターネット上のヘイトスピーチに焦点を当てた新たな啓発動画の制作などに取り組んだ。このほか、ポスターや啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を活用したり、スポーツイベントと連携したりするなどした人権啓発活動を実施した。

また、法務省ホームページにおいて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、上記取組や、法務局・地方法務局におけるヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等について紹介するほか、SNSにおいて定期的にコラムを配信するなどの情報発信等を実施している。

さらに、令和4年12月16日に、関係省庁及び地方公共団体との間で、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について情報共有を行った。

イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。



ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」



啓発動画  
「ヘイトスピーチ、許さない。  
(インターネット編)」



法務局におけるヘイトスピーチに  
焦点を当てた人権啓発活動

●法務省人権擁護局公式X（旧：Twitter）アカウント





## ○ヘイトスピーチ解消関連コラムの例

X (旧 Twitter) (2023・6/2・14:25)



法務省人権擁護局

@MOJ\_JINKEN

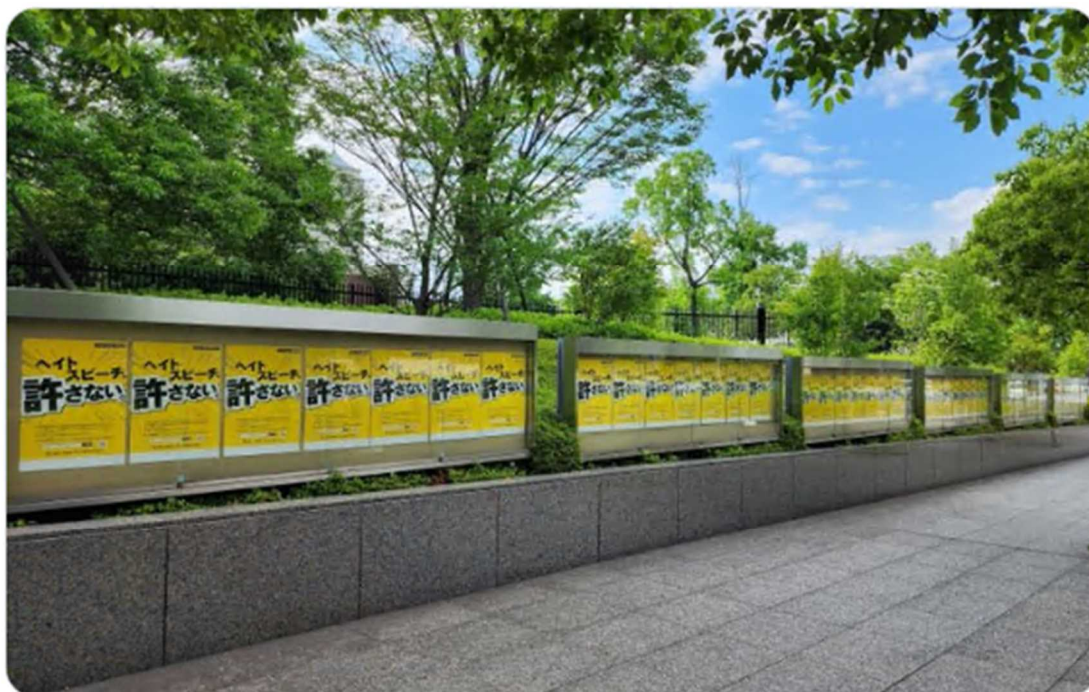


【#ヘイトスピーチ解消 コラム】

今回のテーマは、「ヘイトスピーチ解消法施行7年」です。

ぜひ御覧ください。

[moj.go.jp/JINKEN/jinken0...](https://moj.go.jp/JINKEN/jinken0...)



午後2:25・2023年6月2日・92件の表示

## Facebook (2023・6/2・13:41)



法務省人権擁護局 (Human Rights Bureau, Ministry of Justice) ● ...

作成者: 三浦 克仁 ● 56分 ●

### 【ヘイトスピーチ解消法施行7年】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されて7年が経過しました。

近時、ヘイトスピーチは、街頭デモなどの示威行動からインターネットにその舞台を移しつつあり、インターネットを含めると依然として多くのヘイトスピーチが行われています。

また、選挙運動・政治活動に名を借りたヘイトスピーチが行われているとの指摘も寄せられています。ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会に浸透することが重要です。

こうした認識の下、法務省の人権擁護機関では、法施行7年を契機として、ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動を集中的に実施しています。以下に、今年度の主な取組を御紹介します。

#### 1 ポスタージャック（集中掲示）の実施

「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスターを露が間にある法務省の敷地内掲示板に集中的に掲示するとともに、その様子をSNSで発信しました。

#### 2 インターネットバナー広告の実施

ヘイトスピーチ解消法の施行日に合わせ、インターネットバナー広告を実施しています。本年度は、より多くの方々に関心をもってもらえるようなバナーデザインとしました。

#### 3 啓発冊子の改訂

ヘイトスピーチに係る啓発冊子（マンガ）についても、改訂を行いました。全国の法務局でも配布しています。

これらに加えて、全国の法務局等で、スポーツイベント等とタイアップした取組などの様々な人権啓発活動を展開するとともに、人権擁護局公式SNS等でも、様々な情報を発信していく予定です。

私たち一人一人が「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持ち、お互いの人権を尊重し合う社会を共につくっていきましょう。



●法務省人権擁護局公式SNSアカウント



X @MOJ\_JINKEN



LINE @JINKEN01



f @HumanRightsBureau.MOJ



- 法務省が実施したインターネット広告  
(配信期間：6月1日(木)～8月26日(土))  
※画像はバナー広告の一例



デザイン① 20代から60代を対象



デザイン② 20代から60代を対象



STOP! HATE SPEECH STOP  
E SPEECH STOP! HATE SPE  
STOP! HATE SPEECH STOP  
E SPEECH STOP! HATE SPE  
STOP! HATE SPEECH STOP  
E SPEECH STOP! HATE SPE  
STOP! HATE SPEECH STOP  
E SPEECH STOP! HATE SPE

# ヘイトスピーチ、 ゆるさない。

ひとりひとりのおもいが、  
ヘイトスピーチをとめるチカラになります。



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

くわしくはこちら ▶

デザイン③ 全世代を対象

○令和5年9月1日（金）人権擁護局公式アカウントから投稿

X（2023・9／1・11：58）



法務省人権擁護局

@MOJ\_JINKEN



【関東大震災から100年】

震災発生時に不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信する行為は、重大な人権侵害となるだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。

正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動しましょう。

午前11:58・2023年9月1日・1.2万 件の表示

📊 ポストのエンゲージメントを表示

💬 15

🔄 56

❤️ 51

🔖 4



# 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」・取りまとめ

R5.6 法務省人権擁護局

## 1. 検討会設置の経緯

- R2. 6.11 自民党PT「提言」（座長：三原じゅん子議員）  
6.23 公明党PT「提言」（座長：國重徹議員）  
9. 1 総務省「政策パッケージ」  
R3. 6.17 自民党小委員会緊急提言（委員長：山下貴司議員）

## 2. 開催趣旨

- 法務省の人権擁護機関は、インターネット上の誹謗中傷等について、被害者からの申告に基づき、中立公平な立場から、違法性(特定個人の権利・利益の侵害)があると判断した場合、プロバイダ等に対し、削除要請(任意の措置)を行っている。
- この判断には、人格権(プライバシー、名誉等)と表現の自由との調整が必要であるが、インターネット特有の法的課題が多いことから、法的な理論の整理が求められた。
- 削除要請は、任意の措置であるため、事業者の理解と協力が必要。こうした法的整理を行うことが、事業者の理解を深め、その自主的な取組を促すとともに、要請の実効性の向上が期待される。

## 3. 委員等

主催：商事法務研究会  
座長：穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授【憲法】  
委員：曾我部 真裕 京都大学大学院法学研究科教授【憲法】  
橋本 佳幸 京都大学大学院法学研究科教授【民法】  
巻 美矢紀 上智大学大学院法学研究科教授【憲法】  
森 亮二 弁護士（第一東京弁護士会所属）  
森田 宏樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授【民法】  
関係省庁等：法務省人権擁護局  
総務省総合通信基盤局  
最高裁判所事務総局民事局

## 4. 開催経過

- R3. 4.～12. 合計10回の会議を開催(ウェブ開催)  
第1回及び第2回会議 (論点整理)  
第3回～第10回会議 (論点に関する議論を一巡)  
R4. 1. 中間取りまとめ  
R4. 1.～2. 意見募集  
R4. 3.～5. 意見募集の結果をも踏まえた二巡目の議論(ウェブ開催)  
第11回～第15回会議  
R4. 5.31 取りまとめ

## 5. 検討された論点

- 【論点1】 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方  
名誉、プライバシー、名誉感情、私生活の平穩、肖像権、氏名権
- 【論点2】 SNS等における「なりすまし」
- 【論点3】 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題  
(1) 被害者の同定、(2) まとめサイト、(3) リツイート、いいね、  
(4) リンクの設定、(5) 意見・論評の表明、(6) ハンドルネーム
- 【論点4】 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
- 【論点5】 削除の範囲
- 【論点6】 集団に対するヘイトスピーチ
- 【論点7】 識別情報の摘示(特定の地域を同和地区と指摘する情報)
- 【論点8】 その他 ～ ハード・ローとソフト・ローとの役割分担等

- これらの論点について、
  - ・ 関連する判例の射程
  - ・ 差止請求権(削除)の判断基準・判断方法
  - ・ ヘイトスピーチや識別情報の摘示により侵害される権利利益は何か
  - ・ 特定個人の権利侵害が直ちに認められない場合の対処の在り方等の解釈上の問題や救済の在り方などについて議論が行われ、考え方や方向性等が取りまとめられた。

## 【論点1】 違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方

### 削除の法的根拠

#### 【法的根拠】人格権(人格的利益を含む)に基づく差止請求権

- ⇒ 人格権に基づく差止請求権が成立している場合、被害者から削除請求を受けたプロバイダ等は投稿を削除すべき法律上の義務を負う。
- ⇒ 不法行為が成立することは削除請求の直接の法的根拠にはならない。

### 平成29年最高裁判例の射程

#### 【平成29年最高裁判例】

【事案】 検索事業者の提供する検索結果がプライバシーを侵害する場合についての削除の可否。

【基準】 プライバシーの利益が検索結果を提供する理由に関する諸事情に優越することが「明らか」である場合に削除ができる(※厳格な判断基準)。

【根拠】 「表現行為という側面」、「情報流通の基盤としての大きな役割」

#### 【SNSや電子掲示板】

【結論】 平成29年判例の判断基準は直ちに適用されるべきものではない。

【理由】 検索事業者の提供する検索結果にいう意味での「表現行為という側面」や「情報流通の基盤としての大きな役割」はない。

削除基準は、個別の人格権・人格的利益ごとに判断すべき



## 名誉権

### 〔北方ジャーナル事件最高裁判決〕

【事案】公選の候補者の名誉を毀損する内容の紙媒体の出版物の差止め。

【基準】 ①表現内容が真実ではなく、専ら公益を図る目的ではないことが「明白」であること、  
②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあること（※厳格な判断基準）。

### 〔インターネット上の投稿が名誉権を侵害する場合の削除基準〕

本判決の厳格な判断基準は、インターネット上の投稿の削除には基本的に妥当せず、社会的評価の低下と違法性阻却事由の存否により決される。

### 【理由】

- ① 北方ジャーナル事件最高裁判決の厳格な要件は、公務員又は公選の候補者に対する評価、批評等の表現行為という公共性の高い表現行為の事前差止めであったために課されたもの。
- ② インターネット上の投稿の削除は部分的な削除が可能で削除による経済的負担も少ないことから、紙媒体の出版物の差止めとは表現の自由の制約の程度が大きく異なり、削除に関して損害賠償の場合より厳格な要件とすべきでない。

### 【具体的な帰結】

公務員又は公選の候補者に対する評価、批評等の表現行為以外は、社会的評価を低下させるものであって、内容が真実でなければ、削除できる。

## 名誉感情

【意義】人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価。

【基準】 社会通念上許される限度を超える侮辱行為と認められるかどうかを出発点として判断。

### 〔裁判例から読み取れる考慮要素〕

- ①文言それ自体の侮辱性の程度(※)、
- ②根拠が示されていない単なる意見又は感想か、
- ③侮辱する文言の数、
- ④投稿数、
- ⑤投稿の経緯、
- ⑥表現の具体性・意味内容の明確性

※ 「死ね」「消えろ」などといった人の存在を否定する表現は名誉感情の侵害であると認められる傾向にある。

### 〔表現の公共性〕

公務員又は公選の候補者に対する評価、批評等の表現行為である場合には、こうした公共性の高い表現であることを、「社会通念上許される限度を超える」かどうかを判断する上で十分に考慮すべき。

## プライバシー

【意義】 私生活をみだりに公開されない権利・利益。(①私事性、②秘匿性、③非公知性)

【基準】 プライバシーに属する事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較  
衡量し、前者が後者に優越するかどうか。

【考え方】 公共性がない事実については、よほどの例外的事情がない限り、削除が認められる。 ※私人の住所、電話番号等

### 【前科・前歴に関する事実】

前科等に関する事実が公共性を有する場合でも、前科等を実名で公表する必要性がどの程度あるのかを十分に検討した上で、プライバシーの利益と慎重に比較衡量すべき。

## 私生活の平穩

【意義】 私生活の平穩（平穩な生活を営む権利）

### 【類型】

①物理的平穩…生命・身体等が害される危険によって侵害される類型

➡ 生命等の現実の侵害が発生する前に保護可能

②精神的平穩…人の主観的(内面的)な利益が侵害される類型

【基準】 社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛。

【考え方】 ヘイトスピーチ等の表現類型による被侵害利益として考えられるのみならず、肖像権の保護法益としても機能する。

## 肖像権

### 〔判断基準等〕

【**考え方**】肖像権については、事案ごとに、侵害される保護法益（プライバシー、名誉感情、私生活の平穩）を特定し、それを踏まえて違法性や削除の可否を判断すべき。

【**基準**】みだりに自己の容ぼう等を撮影されない人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかどうかという判例の基準を出発点とし、問題となる保護法益を踏まえて判断基準を検討。

### 〔自宅内など私的な場で撮影された写真〕

⇒ 写真に公共性がない場合、特段の事情がない限り、肖像権の保護法益のうち、プライバシーが侵害されているものとして、削除し得る。

### 〔公共の場で撮影された写真〕

⇒ 社会生活上許される限度を超える侮辱的なものであれば、肖像権の保護法益のうち、名誉感情が侵害されているものとして、削除し得る。

### 〔ユニフォーム姿のスポーツ選手の写真〕

⇒ 性的な趣旨や文脈で投稿されている場合、肖像権の保護法益のうち、名誉感情や私生活の平穩等が社会生活上受忍の限度を超えて侵害されているものとして、削除し得る。

## 氏名権

【**意義**】氏名を他人に冒用されない権利。

【**基準**】人格の混同が生じた場合、原則として違法。人格の混同が生じなかった場合でも、各種の事情を総合考慮し、受忍限度を超える場合は違法。



【論点2】 SNS等における「なりすまし」違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方

〔判断基準等〕

【意義】 実在する他人の氏名等を利用してSNS等のアカウントを作成し、投稿を行うことで、あたかもその者がアカウントを開設して投稿しているような外観を作出する行為。

【考え方】 なりすまし行為自体は違法ではなく、なりすまして行われた投稿が名誉権等的人格権を侵害する場合に、その投稿が違法になる。

〔なりすまし投稿による人格権の侵害の具体的な考え方の例〕

- ・**名誉権**… 投稿内容が被害者の社会的評価を低下させるものではなくても、そのような投稿をする人物だと受け止められることで社会的評価が低下する場合には、名誉毀損が成立。
- ・**肖像権、氏名権**… なりすます手段に肖像や氏名が用いられた場合、肖像権、氏名権の侵害になり得る。
- ・**私生活の平穩**… 名誉毀損等が認められない場合でも、私生活の平穩を害するものとして違法とされる場合があり得る。

【論点3】 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題

被害者の同定

【問題の所在】 名誉毀損やプライバシー侵害が成立するためには、投稿が誰のことを記載しているのかが読者に分かること(=被害者の同定)が必要

⇒ 同定に際し、投稿内容以外にどのような情報を参照してよいか

【考え方】 一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断

【具体例】・・・参照し得るもの

- スレッドやブログ記事のタイトル、同スレッド内の前の投稿
- 検索エンジンで検索することで容易に得られる情報 など

まとめサイト

【問題の所在】 電子掲示板やSNS上の投稿等を引用し、編集や加工を加えて1つの記事として公開する「まとめサイト」の削除に関する判断方法。

【考え方】 引用元の投稿とは独立した表現行為。 人格権を侵害する投稿の引用は、元の投稿とは別個独立に違法となり得る。 違法性はまとめサイトの性質や元の投稿の引用の趣旨等を踏まえて検討すべき。

## リツイート・いいね・ハイパーリンク

【**リツイート**】 情報拡散機能を果たすものであり、元のツイートが名誉を毀損するものである場合には、特段の事情がない限り、リツイートも名誉毀損。

【**いいね**】 Facebookの「**いいね!**」には情報拡散機能がなく、名誉毀損とはいえない。

Twitterの「**いいね**」は、公式には賛意を示すための機能とされているが、情報拡散機能もあり、名誉毀損やプライバシー侵害の成否については、今後の検討課題。

【**ハイパーリンク**】 名誉を毀損する内容のウェブページへのリンクを貼った投稿については、ハイパーリンクの機能及びハイパーリンクを設定する意図等を踏まえ、人格権侵害の有無を判断。

⇒ 少なくとも、リンク先のウェブページによる名誉毀損を助長する意図がある場合や、リンク先のウェブページの情報を自らの表現行為の一部として利用していると認められる場合には、名誉毀損が成立する。

## ハンドルネームを使用している者への権利侵害

【**問題の所在**】 ハンドルネームを用いた匿名のアカウント等に向けられた誹謗中傷によって人格権侵害が成立するためには、そのハンドルネームを用いている現実の人物を特定できる必要があるか。

【**結論**】 名誉毀損やプライバシー侵害が成立するためには、現実の人物と同定可能であるか、ハンドルネームを用いて社会的活動（インターネット上のみの活動も含まれる）を行っていることが必要。名誉感情は同定不要。

## 【論点4】 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿

〔問題の所在〕 個々の投稿自体は名誉権やプライバシーを侵害するものではなく、単体で見れば法的措置を講ずることができないようにも思われる投稿が大量になされた場合、生ずる被害を解消するための削除の可否等。

### 〔複数人による大量投稿〕

○ これまで確立した法理論がなかったが、名誉感情の侵害と見ることができることについて委員の見解が一致。具体的な考え方としては、次の3つの見解が示された。

A ある投稿が社会通念上許される限度を越える侮辱かどうかは、他にも大量に投稿がなされていることをも考慮して判断することができ、これにより名誉感情の侵害が認められた投稿は削除することができる。

B 主観面・客観面を考慮することで複数人の投稿行為が社会通念上一体の行為であると評価できれば、その一体の投稿行為が全体として社会通念上許される限度であるかどうかを判断することができ、一体の投稿行為が名誉感情侵害であると認められる場合には、当該投稿全体を削除できる。

C プロバイダ等には、管理するスレッドやアカウントに特定の者に対する誹謗中傷の投稿が大量に行われることで被害が集積することを放置してはならない作為義務があり、具体的な事案において投稿を削除すべき作為義務が認められた場合には、プロバイダ等に対して投稿全部の削除を請求できる。

※ 大量投稿の問題をオンラインハラスメントや私生活の平穩の侵害として捉えることについては、今後の更なる検討の深化等が期待されるものとされた。

○ 名誉感情侵害が成立し得るとの法理論を採用しない場合でも、大量投稿により重大な精神的苦痛を被る被害者がいることから、プロバイダ等においては、その救済のため、アーキテクチャによる工夫のほか、約款等に基づく自主的な削除等の措置を講じることが期待される。



## 【論点5】 削除の範囲

### 〔投稿の削除の範囲〕

【考え方】 人格権を侵害する違法な1つの表現行為ごとに削除

⇒ 何が1つの表現行為かは、主観・客観両面から判断  
(通常は1つのツイートや記事ごと)

⇒ 1つの表現行為の中で、人格権を侵害する部分とそうでない部分とを区別でき、1つの表現行為の一部の削除が技術的にも容易な場合には、例外的に、その一部のみを削除

〔アカウント・スレッドの削除〕…例外的に以下の場合、削除が可能

【アカウント】 人格権を侵害する目的で開設又は維持されている場合

【スレッド】 人格権を侵害する手段として用いられており、スレッドの管理者がこれを容認してスレッドを維持している場合

(例: 投稿の大多数が他人の名誉を毀損する内容、かつ、それを放置)

### 〔まとめサイト〕

削除の範囲は、原則、まとめサイトの記事ごと(記事中に引用された人格権を侵害する投稿の部分に限定されない)。上記の一部削除となる例外的な場合に当たるときでも、他者を害する目的で作成された記事であると認められる場合には、記事を削除できる。

## 【論点6】 集団に対するヘイトスピーチ

〔問題の所在〕 いわゆる「ヘイトスピーチ」は極めて多義的であること、民事法上の救済は権利利益が侵害された場合になし得るものであることから、問題となる「ヘイトスピーチ」ごとに被侵害利益を特定する必要がある。

また、被侵害利益を特定できても、集団等に向けられたものについては、特定の個人の権利利益の侵害を観念し難く、対処は困難との指摘がなされてきた。

### 〔想定される人格権〕

- 特定の個人に向けられている場合、名誉権、名誉感情のほか、私生活の平穩を想定することができる。
- 「～を殺せ」「～はゴキブリだ」「～はこの町から出て行け」「～は祖国に帰れ」といった表現が人種や民族等の属性を理由に特定の個人に向けられている場合、自尊を害するものであり、名誉感情の侵害が認められる。
- 一般の通常人を基準として、ある投稿により生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であるといえる場合には、私生活の平穩（物理的平穩）の侵害が認められ得る。

## 〔集団に向けられたヘイトスピーチ〕

- 集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の人格権が侵害されているといえる場合がある。  
⇒ 「〇〇市●●地区の△△人」といったものであれば人格権侵害が認められる
- 権利侵害が認められなくとも、少なくともヘイト法2条「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たる場合には、プロバイダ等において、約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的に期待される。

最判令和4年2月15日

…条例ヘイトスピーチに該当する表現活動のうち、…民族全体等の不特定かつ多数の人々を対象とする表現活動のように、直ちに上記責任(注:民事上又は刑事上の責任)が発生するとはいえないものについても、人種又は民族に係る特定の属性を理由として特定人等を社会から排除すること等の不当な目的をもって公然と行われるものであって、その内容又は態様において、殊更に当該人種若しくは民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものであるか、又はその者の生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものであるといえるから、これを抑止する必要性が高い…。

## 【論点7】 識別情報の摘示(特定の地域を同和地区と指摘する情報)

〔問題の所在〕 特定の地域を同和地区と指摘する情報がインターネット上に投稿されると、検索エンジンを利用することで、ある者が同和地区出身者かどうかを容易に特定することが可能。それにより、結婚差別、就職差別等が今なお生じるおそれあり。

### 〔プライバシーの侵害〕

- 識別情報は人の属性に関する情報ではないが、検索エンジンによる特定の容易性等から、インターネット上でこれを公表することは、実質的には、プライバシー侵害といえる。また、識別情報の摘示には一般的には公共性があるとはいえないため、通常、削除できる。
- 学術・研究等の正当な目的で、当該目的に照らして必要な範囲で公表する場合でも、インターネット上に公表されれば差別意識を有する者が容易にアクセス可能であることから、具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる例外的な場合でない限り、削除できる。
- 差別の助長・誘発目的は違法性を認めるために必要な要素ではない。

### 〔特定個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方〕

- 仮に、特定個人の権利・利益の侵害には当たらないと考える場合でも、識別情報の摘示が原則として許されざる差別の助長に当たるものであるとの考慮は十分に尊重に値する。
- プロバイダ等においては、このような観点も踏まえ、約款等に基づき、上記の例外的な場合以外は、差別の助長・誘発目的でなされた投稿かどうかにかかわらず、削除を含む積極的な対応を採ることが期待される。



## 【論点8】 その他 ～ ハード・ローとソフト・ローとの役割分担等

- 裁判例が乏しいなどの事情で直ちには権利利益の侵害が認められない場合でも、情報の流通性・拡散性・永続性というインターネットの特徴等を踏まえ、重大な精神的苦痛を被る被害者の救済のために、プロバイダ等においては、【論点4】【論点6】【論点7】などについて、約款等に基づく削除等の対応が期待される場合がある。
- 権利利益の侵害を認識し得たのに削除しない場合、プロバイダ等には、損害賠償責任が生じ得る。

インターネット上の誹謗中傷をめぐる  
法的問題に関する有識者検討会

取りまとめ

令和4年5月

公益社団法人 商事法務研究会

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会  
取りまとめ

目 次

第 1	はじめに .....	1
第 2	本検討会の開催状況 .....	3
第 3	インターネット上の誹謗中傷の投稿等をめぐる法的諸問題の考え方 ..	4
1	インターネット上の投稿等の削除の判断基準 .....	4
(1)	インターネット上の投稿等の削除の法的根拠に関する諸問題 .....	4
ア	削除請求の法的根拠 .....	4
イ	人格的利益に基づく差止請求権の成否 .....	5
ウ	損害賠償と差止めの要件の異同 .....	5
(2)	インターネット上の投稿等の削除の判断基準 .....	6
ア	インターネット上の投稿等の削除に関する最高裁判例 .....	6
(ア)	裁判例の状況 .....	6
(イ)	検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除にも平成 29 年判例の 判断基準が適用されるか .....	7
(ウ)	平成 29 年判例に関するその他の論点 .....	9
a	「明らか」要件の解釈 .....	9
b	平成 29 年判例の判断基準は本案訴訟の場合にも適用されるか .....	10
イ	違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法 .....	10
(ア)	名誉権 .....	10
a	意義 .....	10
b	不法行為法上の違法の判断基準 .....	10
c	削除に係る差止請求権の判断基準 .....	11
(a)	基本的な考え方 .....	11
(b)	違法性阻却事由に関する立証責任の所在 .....	13
(c)	相当性の法理 .....	14
(イ)	名誉感情 .....	19
a	名誉感情の意義等 .....	19
(a)	意義 .....	19
(b)	名誉毀損との区別 .....	20
b	不法行為法上の違法の判断基準 .....	21
c	削除に係る差止請求権の判断基準 .....	23

(㉞) プライバシー .....	25
a 意義 .....	25
b 不法行為法上の違法の判断基準 .....	27
c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....	27
d 具体的な判断の在り方 .....	27
(a) 表現の自由の考慮 .....	27
(b) 公共性の有無 .....	27
(c) 前科・前歴に関する事実 .....	27
(㉟) 私生活の平穩（平穩な生活を営む権利） .....	33
a 意義等 .....	33
(a) 意義 .....	33
(b) 私生活の平穩が機能する場面 .....	34
b 不法行為法上の違法の判断基準 .....	35
c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....	35
(㊱) 肖像権 .....	35
a 意義 .....	35
b 不法行為法上の違法の判断基準 .....	36
c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....	38
d 肖像権に関するその他の論点 .....	38
(㊲) 氏名権 .....	40
a 意義 .....	40
b 不法行為法上の違法の判断基準 .....	41
c 削除に係る差止請求権の判断基準 .....	41
d なりすまし行為との関係 .....	41
(㊳) その他の人格権又は人格的利益 .....	41
<b>2 SNS等における「なりすまし」 .....</b>	<b>42</b>
(1) 問題の所在 .....	42
(2) 基本的な考え方 .....	42
(3) なりすまし投稿による人格権の侵害(名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穩) .....	43
(4) なりすまし手段による人格権の侵害（肖像権、氏名権） .....	44
(5) いわゆる「アイデンティティ権」について .....	45
<b>3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題 .....</b>	<b>47</b>
(1) 対象者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮することができるか .....	47
ア 問題の所在 .....	47



イ	対象者の同定及び摘示事実の認定に関する基本的な考え方	47
ウ	具体的な考え方	48
(2)	まとめサイトをめぐる諸問題	50
ア	問題の所在	50
イ	基本的な考え方	50
ウ	権利侵害の有無の判断	50
(3)	転載、リツイート、ハイパーリンク等による権利侵害	51
ア	問題の所在	51
イ	検討の視点	51
ウ	転載	52
(ア)	転載の性質	52
(イ)	権利侵害の判断の在り方	53
a	名誉毀損の場合	53
b	プライバシー侵害の場合	53
エ	リツイート、いいね	53
(ア)	リツイート、いいねの性質	53
a	リツイート	53
b	いいね	54
(イ)	権利侵害の判断の在り方	54
a	リツイート	55
(a)	名誉毀損の場合	55
(b)	プライバシー侵害の場合	55
b	「いいね」について	55
(a)	Facebookの「いいね！」	55
(b)	Twitterの「いいね」	56
オ	ハイパーリンクの設定による権利侵害	56
(ア)	ハイパーリンクの性質	56
(イ)	権利侵害の判断の在り方	57
a	名誉毀損の場合	57
b	プライバシー侵害の場合	58
(4)	基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明	58
ア	問題の所在	58
イ	意見ないし論評の表明による名誉毀損が認められるか	59
ウ	基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件及び違法性の判断基準	61
(5)	ハンドルネームを使用している者に対する権利侵害	65

<b>4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿</b> .....	66
(1) 問題の所在 .....	66
(2) 特定の者によって大量に誹謗中傷の投稿がされた場合 .....	66
(3) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合 .....	67
ア 名誉感情の侵害 .....	67
イ 私生活の平穩の侵害 .....	70
(4) 人格権の侵害が認められない場合の対処の在り方 .....	71
<b>5 削除の範囲</b> .....	72
(1) 問題の所在 .....	72
(2) 基本的な考え方 .....	72
(3) 削除の範囲が特に問題となる事例 .....	72
ア アカウント自体の削除や電子掲示板のスレッド自体の削除等 .....	72
イ まとめサイト .....	74
ウ 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿 .....	74
エ 複数の投稿の組み合わせにより人格権を侵害する内容となる場合の削除の範囲 .....	75
<b>6 集団に対するヘイトスピーチ</b> .....	76
(1) 問題の所在 .....	76
(2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合 .....	77
ア 被侵害利益 .....	77
イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準 .....	77
(ア) 判断基準 .....	77
(イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方 .....	77
a 名誉感情の侵害 .....	77
b 私生活の平穩の侵害 .....	78
(3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合 .....	79
(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方 .....	80
ア プロバイダ等による自主的な対応 .....	80
イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」該当性の判断 .....	81
<b>7 同和地区に関する識別情報の摘示</b> .....	83
(1) 問題の所在 .....	83
(2) 特定の個人が同和地区の出身であると摘示する情報 .....	84
ア 被侵害利益 .....	84
イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準 .....	85
(3) 特定の地域を同和地区であると摘示する情報 .....	85
ア 特定の地域を同和地区であると摘示する情報に当たるかどうかの判断の在	

り方	85
イ 人格権の侵害	86
(ア) プライバシー	86
(イ) 私生活の平穩	87
(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方	90
ア プロバイダ等による自主的な対応	90
イ 約款等に基づく削除等の対応を採るのが相当ではない場合	90
<b>8 その他の論点</b>	91
(1) ハード・ローとガイドラインや約款等の役割分担	91
ア 問題の所在	91
イ 基本的な考え方	91
(ア) 特定の個人の権利侵害が認められる場合	92
(イ) 特定の個人の権利侵害が認められない場合	92
ウ 約款等による対応が期待される表現類型	93
(ア) 基本的な考え方	93
a 特定の個人の権利を侵害するものであるか、その疑いの高いもの	93
b 特定の個人の権利を侵害するものではないが「違法」なもの	93
c 被害者に看過できない精神的苦痛を与えるもの	93
(イ) 具体例	93
a 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	93
b 集団に対するヘイトスピーチ	94
c 識別情報の摘示	94
(ウ) 約款等の有効性	95
(2) 投稿を削除しないプロバイダ等の損害賠償責任について	95
ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任について	95
(ア) 損害賠償責任の法的根拠	95
(イ) 成立要件	96
(ウ) 成立要件の判断の在り方	96
イ 検索事業者の検索結果の提供に関する損害賠償責任について	97
(3) いわゆる「モニタリング」について	97

が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実が真実であることの証明があれば、右行為には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がないと解すべく、これにより人格権としての個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和が図られているものであることは、当裁判所の判例とするところであり（昭和四一年（あ）第二四七二号同四四年六月二五日大法廷判決・刑集二三卷七号九七五頁、昭和三七年（オ）第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇卷五号一一一八頁参照）、このことは、侵害行為の事前規制の許否を考察するに当たっても考慮を要するところといわなければならない。

(三) 次に、裁判所の行う出版物の頒布等の事前差止めは、いわゆる事前抑制として憲法二一条一項に違反しないか、について検討する。

(1) 表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物はその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法二一条一項の趣旨（前記(二)参照）に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限って、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

#### (1) 名誉感情

##### a 名誉感情の意義等

###### (a) 意義

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観



的な評価である（最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）<sup>15</sup>。

最高裁判例においては、民法第723条の「名誉」には、名誉感情は含まれないものと解されており（前掲最判昭和45年12月18日）、表現行為の中には、社会的評価を低下させるものではなく、名誉感情を侵害するにとどまるものがあることが示されている（最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁。以下「平成22年判例」という。）。

#### (b) 名誉毀損との区別

名誉毀損と名誉感情の侵害とでは、前者が社会的名誉の侵害であり、後者が主観的名誉の侵害であるという被侵害利益の違いがある。

他方、具体的な事例において名誉毀損との区別がどのようになされるべきであるかは、見解の分かれる問題であり（後記3(4)イ参照）、精緻な理論の整理は将来的な検討課題である。もっとも、ここでは、次の2点を指摘することができる。

- i 裁判例においては、具体的な事実の摘示がない場合に、名誉感情の侵害が問題とされている傾向にある<sup>16</sup>。
- ii 名誉毀損は社会的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることが必要であるのに対し（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁参照）、名誉感情の侵害は主観的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることは必要なく、客観的に被害者に向けられた言動でありさえすれば、名誉感情の侵害を認め得る（後記3(5)イも参照）。

#### 【参考】平成22年判例（抜粋）

本件書き込み<sup>17</sup>は、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ないし感想を、異常な行動をする者を「間違い」という表現を用いて表し、記述したものと解される。このような記述は、「間違い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉

<sup>15</sup> 名誉感情を人格の尊厳に由来する感情であるとする学説もある（四宮和夫『不法行為 事務管理・不当利得・不法行為 中巻』（青林書院、1983年）398頁。）。

<sup>16</sup> 平成22年判例のほか、一般社団法人セーフインターネット協会「権利侵害明白性ガイドライン」の裁判例要旨（<https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/infringe-trial-summary.pdf>）に登載された裁判例を参照。

<sup>17</sup> 判決文によれば、「なにこのまともなスレ 間違いはどうみてもA学長」との投稿である。

感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。

## b 不法行為法上の違法の判断基準

### (a) 判断基準

名誉感情は、人が人格的価値について有する主観的な評価であるため、本来、これが侵害されたかどうかには個人差が生じ得るのである。しかしながら、このように名誉感情の侵害が主観的に判断されると、同じ表現行為でも、その対象者によって権利侵害・違法性の有無が異なることとなり、こうした帰結は表現の自由に対する萎縮効果をもたらすおそれがある。そのため、名誉感情の侵害の有無については、客観的な判断が必要になる。

したがって、不法行為法上の違法な名誉感情の侵害の有無は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかにより判断すべきであると考えられる（平成22年判例も参照）。

### (b) 社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかの判断に関する裁判例の傾向

社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるかどうかの判断に関し、裁判例における主要な考慮要素とその判断の傾向は、次のとおりである。

#### i 文言それ自体の侮辱性の程度

文言それ自体の侮辱性が強い場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為に当たると判断される傾向にある<sup>18</sup>。

また、対象者に対して、その存在を否定する表現を用いるものについても、社会通念上許される限度を超えるものであると判断される傾向にある<sup>19,20</sup>。

#### ii 根拠が示されていない単なる意見ないし感想

根拠が示されておらず、単なる意見ないし感想の域にとどまっている場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないと判断される傾向にある<sup>21</sup>。

<sup>18</sup> 東京地判令和元年11月7日 D1-Law29057940、東京地判令和元年10月30日 LEX/DB25582491、東京地判令和元年10月30日 D1-Law29056571など。

<sup>19</sup> 前掲東京地判令和元年11月7日、東京地判令和元年9月17日 D1-Law29056972、東京地判令和元年7月8日 D1-Law29057602など。

<sup>20</sup> なお、ある投稿が「死ね」「消えろ」といった対象者の存在を否定するような表現を用いている場合でも、文脈等を踏まえて解釈すると、対象者の存在を否定することを意味するものとはいえない場合がある（東京地判令和2年1月23日 D1-Law29058940）。

<sup>21</sup> 平成22年判例、東京地判令和元年9月26日 D1-Law29056847、前掲東京地判令和元年9月17日、東京地判令和元年8月21日 D1-Law29055895、東京地判

### iii 投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数

同一投稿内で侮辱的文言が重ねて用いられていることを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認める裁判例<sup>22</sup>、同一投稿内に侮辱的文言が1語しか用いられていないこと等を理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないとする裁判例がある<sup>23</sup>。

### iv 投稿数

投稿数が多いことや、投稿が繰り返されていることを理由に掲げて、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるものや<sup>24</sup>、これとは反対に、投稿が繰り返されていないことを考慮して、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とは認められないとするものがある<sup>25</sup>。

この投稿数の考慮については、それが同一の投稿者によるものである場合に限り考慮することができるのか、それとも、複数の者による投稿の場合でも考慮することができるのかという問題が考えられるところ、この点についての裁判例の判断は分かれている状況にある<sup>26</sup>。

### v 投稿の経緯

誹謗中傷が重ねられていた中で侮辱的文言を含む投稿が短期間に立て続けに行われたことを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるもの<sup>27</sup>など、投稿の経緯

---

令和元年5月14日 D1-Law 29055793、東京地判令和2年3月27日 D1-Law 29059922、東京地判令和2年6月19日 D1-Law 29060339、東京地判令和2年6月9日 D1-Law 29060495、東京地判令和2年3月18日 D1-Law 29060010、東京地判令和2年3月17日 D1-Law 29060124。他方で、特段の根拠が示されていないことを社会通念上許される限度を超える侮辱であることを否定する事情としては扱っていないように読める裁判例もある（東京地判令和元年6月4日 D1-Law 29057224）。

<sup>22</sup> 東京地判令和2年1月23日 D1-Law 29058995。

<sup>23</sup> 平成22年判例、前掲東京地判令和元年9月26日、前掲東京地判令和元年8月21日、前掲東京地判令和2年6月19日、東京地判令和2年5月27日 LEX/DB 25584199。

<sup>24</sup> 東京地判令和2年9月25日 D1-Law 29061141、東京地判令和2年8月14日 D1-Law 29060793、東京地判令和元年12月2日 D1-Law 29058559、前掲東京地判令和2年1月23日。

<sup>25</sup> 東京地判令和2年6月24日 D1-Law 29060238、前掲東京地判令和2年6月19日。

<sup>26</sup> 同一の投稿者による投稿であることを認定した上でその投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年9月25日、前掲東京地判令和元年12月2日）、特に投稿主体の同一性に言及することなく投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年8月14日）、別の投稿者の投稿を考慮することには消極的なもの（東京地判令和2年6月10日 D1-Law 29060472）とが見られる。

<sup>27</sup> 前掲東京地判令和元年12月2日。

を考慮するものがある<sup>28</sup>。

vi **表現の具体性・意味内容の明確性**

表現に具体性がない場合や、意味が不明確である場合には、社会通念上許される限度を超えたものとはいえないと判断される傾向にある<sup>29</sup>。

c **削除に係る差止請求権の判断基準**

(a) **考え方の方向性**

名誉感情の侵害を理由とする差止めによるインターネット上の投稿の削除の判断基準については、前項 b (a) の不法行為法上の違法の判断基準を出発点とすべきであると考えられる。

その上で、この削除の判断基準を具体的にどのように考えるかについては、大きく、

A 不法行為法上の違法が認められることに加えて更に要件を課す

B 不法行為法上の違法が認められる場合と同様の基準で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には削除が認められるものとする<sup>30</sup>

という 2 つの方向性が考えられる。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

(b) **A の方向性について**

A の方向性は、いかなる表現行為が「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」に当たるかどうかは必ずしも明確ではないとの認識の下に、こうした中で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められることから直ちに削除も認められるとした場合には、表現の自由の観点から問題があるとの考え方に基づくものである。

<sup>28</sup> 東京地判令和元年10月18日 D1-Law 29056566、東京地判令和元年6月26日 D1-Law 29057267、前掲東京地判令和元年6月4日。

<sup>29</sup> 前掲東京地判令和2年1月23日、前掲東京地判令和元年11月7日、前掲東京地判令和2年3月27日、東京地判令和2年3月12日 D1-Law 29059889、前掲東京地判令和2年6月24日、前掲東京地判令和2年6月9日。

<sup>30</sup> なお、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかは、口頭弁論終結時を基準に判断されるものであるところ、行為当時には社会通念上許される限度を超えるものとは評価できないものが、口頭弁論終結時においては社会通念上許される限度を超えるものであると評価される場合もあり得ると考えられる（当該行為後に誹謗中傷の投稿が繰り返しなされた場合や、社会事情が変化するなどした場合にこうしたことが起こり得るものと考えられる。）。



こうした考え方から、Aの方向性においては、削除に関し、不法行為法上の違法が認められる場合よりも厳格な要件を課すことが求められ、その具体的な要件としては、

A-1 削除を認めるに値するだけの社会通念上の強い侵害があることが必要である

A-2 社会通念上許される限度を超えるものかどうかの判断は不法行為法上の違法の場合と異なるものとした上で、削除の判断基準としては、これに加えて重大で回復困難な損害を被るものであることを要件とする

の2つの考え方があり得る。

もっとも、A-2に対しては、「重大で回復困難な損害」という要件は北方ジャーナル事件最高裁判決で用いられているものであるが、同判決においては紙媒体の出版物に関する事前抑制・事後規制という観点と同判決の議論全体を規定しているため、紙媒体の出版物の事前抑制の場合には事後的な回復が困難であるという要件が用いられているものであり、紙媒体の出版物の事前抑制ではない場合に、事後的な回復が困難だという要件を用いるのは、削除について損害賠償の場合よりも要件を加重する立場をとる場合であっても適当ではないとの指摘がなされている。

#### (c) Bの方向性について

Bの方向性は、従前の活字メディアの出版物の差止めに関する伝統的な考え方は、インターネット上の投稿の削除としての差止めには妥当しないとの考え方に基づくものである。

すなわち、活字メディアの出版物に関する伝統的な考え方においては、その出版物に関する損害賠償と差止めとでは、後者の方が萎縮効果を含む表現の自由に対する制約が大きいことから、差止めは損害賠償よりも厳格な要件が必要であるとされている。しかしながら、インターネット上の投稿については、書籍等全体の出版の差止めが行われる活字メディアの出版物の差止めと異なり、部分的な削除が可能な場合が多く、削除による経済的な負担も少ないことから、萎縮効果を含む表現の自由に対する影響の程度は活字メディアの出版物の差止めの場合とは大きく異なる。こうしたことから、活字メディアに関する伝統的な考え方をインターネット上の投稿の削除にそのまま用いるのは適当ではなく、削除を損害賠償より厳格な要件とするべきではないと考えるものである<sup>31</sup>。

<sup>31</sup> 本検討会においては、この考え方は、名誉感情の侵害の問題に限られるものではなく、インターネット上の人格権侵害一般に及ぶものであるとの指摘もなされた。

#### (d) 小括

本検討会においては、Bの方向性を支持する委員が多数であった。また、Aの方向性を提案する委員からも、「社会通念上許される限度」の内実が明確になり、この要件によって表現の自由と人格権との適切な比較衡量を行えるのであれば、Bの方向性で良いとの意見が示された。この点、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為による名誉感情の侵害が問題となる場合には、こうした公共性の高い表現であることを「社会通念上許される限度を超える」かどうかを判断する上で十分に考慮すべきであると考えられる<sup>32</sup>。

AとBのいずれの方向性をとるべきか等については、「社会通念上許される限度」の内実が裁判例等により明確であるといえるかどうか、この判断を行う上で表現の自由と人格権とを適切に比較衡量することができるかどうかや、インターネット上の投稿の削除による表現の自由に対する制約の程度等を考慮する必要がある。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められ、インターネット上に残存することで被害者に精神的苦痛を与えるものであって、表現の受け手の観点から見てもインターネット上に残す価値があるとはいえない投稿については、削除されるべきであると考えられる。

#### (ウ) プライバシー

##### a 意義

プライバシーの意義については、自己情報コントロール権説をはじめとして様々な見解が示されているところであるが、本検討会においては、伝統的なプライバシー概念である私生活をみだりに公開

---

<sup>32</sup> 本検討会における検討の過程で調査した範囲では、名誉感情の侵害に関して、このような公共性の高い表現であることをどのように考慮すべきかを明示した裁判例が乏しく、この点について裁判所の判断の傾向を示すには至らなかった。もっとも、東京地判令和3年8月18日 D1-Law29066009は、「政治家については、その政策や政治手法等に関して国民等からの批判や論評を避けることができず、むしろ、その言動に対する批判や論評は、民主政治の過程を正当に機能させるため必要不可欠な行為であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為があったかを判断するに当たっては、政治家という原告の属性を十分考慮する必要があるというべきである。」とした上で、「本件投稿は、政治家である原告にとって、その受忍限度を逸脱したものということとはできない」と判示しているところであり、参考になると考えられる。他方で、政治家等に向けられた表現行為であることから直ちに名誉感情の侵害が否定されることにはならないと考えられることにも留意が必要である（例えば、東京地判令和3年6月24日 D1-Law29065070は、厳密には名誉感情の侵害について判示したものではないが、市議会議員を務めていた原告に対して性的な表現が向けられた事例について、「本件投稿<3>、<4>のような性的な表現は、原告の公人としての活動に何ら関わるものではないから、それを理由として違法性が阻却されるような性質のものとはいえない」と判示している。）。

になる場合があり得る。この場合、削除をなし得るのはどちらの投稿なのか、あるいは両方とも削除することができるのかという問題がある。

この点については、被侵害利益の性質等を踏まえた個別具体的な検討が必要であり、今後の検討が待たれるところであるが、いずれにしても、前記の事例においては、後者の投稿には前科等に関する情報も黙示的に示されているということができると考えられ、そのような場合には、少なくとも後者の投稿を削除し得るものと考えられる。

## 6 集団に対するヘイトスピーチ

### (1) 問題の所在

#### ア 「ヘイトスピーチ」の多義性

いわゆる「ヘイトスピーチ」は、例えば、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月）といった、一定の要素を備えた言動である。もっとも、「ヘイトスピーチ」とされるためにはこうした一定の要素を備えていることが必要であるとしてもなお、その要素としては様々なものがあり、多様な表現が「ヘイトスピーチ」となり得るものであることから、極めて多義的である<sup>109</sup>。

ヘイトスピーチ解消法の施行から約6年が経過し、同法の立法事実とされた「ヘイトスピーチ」に関するデモや街宣活動の件数は減少傾向にあるものの、依然として、インターネット上で「ヘイトスピーチ」が行われている現状にある。こうした中、インターネット上の「ヘイトスピーチ」による被害の救済を図る必要があるが、人格権に基づく差止めによる削除を考える上では、前記のとおり、「ヘイトスピーチ」が極めて多義的であることから、表現内容その他の個別具体的事情を踏まえた検討が必要となる。また、差止めによる削除をなすためには、特定の個人の権利・利益が侵害されていることが要件となることから、問題とされる「ヘイトスピーチ」によっていかなる権利・利益が侵害されるのかを特定しなければならない。

そこで、以下では、「ヘイトスピーチ」により侵害される権利・利益は何かということや、その侵害の具体的な判断の在り方等について整理を行う。

#### イ 集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」

---

<sup>109</sup> 「ヘイトスピーチ」に関する法律として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）がある。ヘイトスピーチ解消法は、第2条で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を置くが、これは「ヘイトスピーチ」の定義ではない（もっとも、この「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものは、通常、「ヘイトスピーチ」であるといつてよいと考えられる。）。

また、「ヘイトスピーチ」とされる表現は、人種や民族などの属性に着目してなされるという性質上、そうした属性を有する集団等に向けられた表現としてなされることが少なくない。こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、これまで、特定の個人の権利・利益の侵害を観念し難く、対処が困難であるとの指摘がなされてきた。そこで、以下では、こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」による被害の救済の在り方についても整理を行う。

## (2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合

### ア 被侵害利益

特定の個人に向けられた「ヘイトスピーチ」によって侵害され得る人格権としては、まずは、名誉権、名誉感情、私生活の平穩<sup>110</sup>が考えられる。

このほか、「ヘイトスピーチ」による侵害の対象となる権利・利益として、これまでに裁判実務で定着してきた人格権以外に、新たな権利・利益を観念することができるかについては、今後の検討が待たれるところである。

### イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準

#### (7) 判断基準

名誉権、名誉感情、私生活の平穩に基づく差止めによる削除の一般的な判断基準は、前記第3の1(2)の各人格権の箇所で整理したとおりである。

#### (イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方

##### a 名誉感情の侵害

一般に「ヘイトスピーチ」とされる言動には、例えば、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」「～はゴキブリだ」「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～は強制送還すべき」などといった表現がある。こうした表現が、人種や国籍等の特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情を侵害するものであるといえるかどうかについては、次のように考えることができる。

まず、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」といった表現は、人の存在を否定し、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる（前記第3の1(2)(イ) b (b) i も参照）。

「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～強制送還す

<sup>110</sup> なお、投稿内容によっては、生命、身体及び財産も問題となり得る。もっとも、生命、身体等の利益が問題となり得るインターネット上の投稿の多くは、その現実の侵害があるものではないことから、まずは私生活の平穩（前記第3の1(2)イ(x) a (a)の①の類型）の侵害が問題とされるものと考えられる。

べき」といった表現についても、その社会における構成員であることを否定するものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる。

「～はゴキブリだ」などと差別的、軽蔑的な意味合いで昆虫や動物などに例える表現については、対象者を低位な存在であるとするものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情の違法な侵害であるといえると考えられる。

#### b 私生活の平穩の侵害

差別を助長する、あるいは憎悪を増進する表現であって、名誉権や名誉感情の侵害が認められないものについては、私生活の平穩を被侵害利益とすることが考えられる。

まず、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿を閲読した第三者によって、生命・身体等への加害行為が行われる危険に着目する場合には、物理的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の①）が問題となる。この法律構成は、第三者の行為による実害が現実が発生するよりも前の段階で私生活の平穩の侵害が生じていると捉えるものであるから、保護の場面が前倒しされることになる。そのため、どのような場合に社会通念上受忍の限度を超える精神的苦痛を与えるものとして私生活の平穩の侵害を認めてよいかは慎重に検討する必要があると考えられるところ、少なくとも、一般の通常人を基準として、生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であるといえることが必要であると考えられる。

他方で、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿が、被害者の主観的利益を直接に侵害するものであると見る場合には、精神的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の②）が問題となる。この点については、

① インターネット上の誹謗中傷の問題が自尊の侵害であって、従来の典型的な名誉感情の問題とは質的に異なるのではないかという問題意識から、被侵害利益として私生活の平穩を付加するという考え方が近年増えている。しかし、自尊の侵害が、典型的な名誉感情の侵害とは質的に異なるとしても、これを私生活の平穩の問題として捉えるのが妥当かどうかには疑問があり、今後の検討が必要である。

という意見や、

② 人の主観的・感情的な利益については、これまで法的保護に値するものが類型化されてきたところであり、そのような中、「ヘイトスピーチ」について精神的な平穩類型の私生活の平穩により保護しようとすることは、保護範囲が不明確になるため適当



ではなく、名誉感情を適切に法律構成することにより対応する方がよい。

という慎重な意見も示されたところである。

精神的な平穏類型の私生活の平穏による保護の可能性については、このような観点も含め、今後の検討が待たれるところである。

### (3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合

前項(2)のとおり、「～を殺せ」「～は祖国へ帰れ」などといった表現が、特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情の侵害が認められると考えられる。

これに対し、こうした表現が、「～人を殺せ」「～人は祖国へ帰れ」などといった形で集団等に向けてなされた場合には、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちにその侵害があるとはいい難くなるものと考えられる。

もっとも、最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁が、「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、K株式会社の調査結果によれば、1g当たり「0.64～3.80pgTEQ」であるとの事実」の摘示が、所沢市内において各種野菜を生産する農家の社会的評価を低下させるものであることを認めていることからすると、集団等に向けられた表現であっても、特定の個人に対する人格権の侵害は認められ得るものであると考えられる。

また、「ヘイトスピーチ」は、人種又は民族などの属性を理由として当該属性を有する者を社会から排除することや、これらの者に対する差別意識を助長し又は誘発するといった不当な目的で行われるものであって、当該属性を有する者に対して侮辱を加えるものや、差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するもの、あるいは、その生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものなどであるとされているから、こうした「ヘイトスピーチ」が向けられるのは、通常、差別を受けてきた社会的事実があるマイノリティであることをも踏まえると、当該属性を有する者に多大な精神的苦痛を与えるものである（ヘイトスピーチ解消法前文参照）のみならず、これらの者に実害が加えられる危険性の高いものであるといえる。そうすると、こうした「ヘイトスピーチ」が集団等に向けられており、特定の個人に対する人格権の影響がある程度抽象的であっても、実害が生じる高い危険性に鑑み、違法な人格権侵害を認めてよい場合があると考えられる。

以上からすれば、集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感

情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。

#### (4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方 ア プロバイダ等による自主的な対応

特定の個人の権利・利益の侵害が認められないとしても、「ヘイトスピーチ」とされるインターネット上の投稿の中には、当該集団等に属する者がこれを閲覧した場合、その者に深刻な精神的苦痛を与えるものがあり、これを抑止する必要性が高いものであるといえる（最判令和4年2月15日 D1-Law 28300282も参照）。

特に、インターネット上の投稿には、高度の流通性や拡散性があるほか、投稿及びアクセスの容易性、情報の半永続性といった特性があり、その内容が多数の者の目にとまりやすく、差別の助長や憎悪の増進が生じやすい。

また、当該集団に属する者は、マイノリティであることが一般であり、対抗言論が機能しにくいほか、インターネットは公共的な事柄について冷静に討論する場でもあるところ、差別の助長や憎悪の増進があると、そのような場が失われてしまうということをも踏まえて対処することが求められる。

さらに、一般に利用されているプラットフォームサービスにおいて「ヘイトスピーチ」が野放しにされれば、対象とされたマイノリティは、そのサービスを安心して利用することができず、社会的な不利益を被ることとなる。そのため、一般に利用されているプラットフォームサービスに関しては、いかなる属性の者でも、当該サービスを平等に利用できるような配慮が求められるといえることができる<sup>111</sup>。

以上に鑑みると、前項(2)及び(3)で見た、特定の個人の権利・利益の侵害を理由とする差止めによる削除が困難とされる場合であっても、少なくともヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとされる場合<sup>112</sup>には、「ヘイトスピーチ」による具体的な被害を予防するために、プロバイダ等は、これについて削除依頼や、法務省の人権擁護機関からの情報提供を受けた際には、ガイドラインや約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的

---

<sup>111</sup> この点については、反対の意見もあった。すなわち、例えば、SNSについても、特定の話題に重点を置く、一部のユーザーは参加しにくいような論争的な議論を許容する等は、SNS運営事業者の自由の範囲に含まれており、「どのような属性の人でも利用できるようにすることを確保する義務がある」とか「いかなる属性の者でも、サービスを平等に利用できるような配慮が求められる」とはいえない、というものである（もっとも、本検討会においては、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する場合には、削除依頼等を受けたプロバイダ等が約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的に期待されるとの結論には異論はなかった。）。

<sup>112</sup> 本検討会においては、これに該当する場合には、（権利侵害があるかどうかという意味での違法ではないが）いわば公法上違法であると見ることができるとの意見も示された。

に期待される。

**【参考】前掲最判令和4年2月15日（抜粋）**

本件各規定は、拡散防止措置等を通じて、表現の自由を一定の範囲で制約するものといえるところ、その目的は、その文理等に照らし、条例ヘイトスピーチの抑止を図ることにあると解される。そして、条例ヘイトスピーチに該当する表現活動のうち、特定の個人を対象とする表現活動のように民事上又は刑事上の責任が発生し得るものについて、これを抑止する必要性が高いことはもとより、民族全体等の不特定かつ多数の人々を対象とする表現活動のように、直ちに上記責任が発生するとはいえないものについても、前記1(2)で説示したところに照らせば、人種又は民族に係る特定の属性を理由として特定人等を社会から排除すること等の不当な目的をもって公然と行われるものであって、その内容又は態様において、殊更に当該人種若しくは民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものであるか、又はその者の生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものであるといえるから、これを抑止する必要性が高いことには変わりはないというべきである。加えて、市内においては、実際に上記のような過激で悪質性の高い差別的言動を伴う街宣活動等が頻繁に行われていたことがうかがわれること等をも勘案すると、本件各規定の目的は合理的であり正当なものということができる。

**イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」 該当性の判断**

**(7) 定義**

ヘイトスピーチ解消法は、その第2条に、次のとおり「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義規定を置いている。

**(定義)**

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

同条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは「本邦の

域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとした上で、その典型例として、①（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するものと、②（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）著しく侮蔑するものの2つの例を規定したものと解される<sup>113</sup>。

#### (イ) 判断基準

ある投稿の内容が、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、当該投稿の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきであると考えられる。

#### (ウ) 具体例

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるかどうかは、前項(イ)のとおり判断されるべきものであるから、個別具体的な事情を踏まえることなく、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に常に該当する特定の表現を示すことは困難である。

もっとも、典型的なものについては、具体的な事情をある程度捨象することができると考えられるため、以下、典型的な例を掲げる。

まず、ヘイトスピーチ解消法第2条が例示する「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」するものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、「～人は殺せ」「～人を海に投げ入れろ」「～人の女をレイプしろ」などというものが該当し得ると考えられる。

次に、同条が例示する「著しく侮蔑する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例えるなどするものが該当し得ると考えられる。

また、「地域社会から排除することを煽動する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、「～人はこの町から出て行け」、「～人は祖国へ帰れ」、「～人は強制送還すべき」などというものが該当し得ると考えられる。さらに、災害時において、「～人が井戸に毒を入れた」などといっ

---

<sup>113</sup> ヘイトスピーチ解消法第2条は、その対象を「本邦外出身者」、すなわち、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」に対するものに限定している。しかしながら、同法が審議された衆・参法務委員会の附帯決議にあるとおり、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らせば、同条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、プロバイダ等が約款等に基づく削除等の措置を講ずる上では、こうしたヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえた柔軟な運用が求められる。

た投稿がなされることがあるが、こうした投稿が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由としてなされている場合、当該属性を有する者に対する差別意識や憎悪を誘発、助長するものであるから、「地域社会から排除することを扇動する」ものに該当し得ると考えられる。

## 7 同和地区に関する識別情報の摘示

### (1) 問題の所在

#### ア 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である<sup>114</sup>。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。また、昭和50年11月には、全国の同和地区の所在地等を掲載した「部落地名総鑑」と呼ばれる図書が高額で販売され、企業や興信所等で就職や結婚の際の身元調査等に使用されていたことが発覚して社会問題となり、国において回収等の措置が講じられるなどした<sup>115</sup>。

これらの取組の結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的基盤の整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されるとともに、「部落地名総鑑」は入手や閲覧が困難な状況となり、同和地区の所在は容易に知ることができない状況となったはずであった。

しかしながら、情報化の進展に伴い、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報（法務省の人権擁護機関では、これを「識別情報の摘示」と呼んでいる。）が投稿されるなどの事態に至った。このことをも踏まえ、部落差別の解消を目指し、平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行された。

同法第6条に基づき法務省が実施した調査の結果を取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、一般国民に対する意識調査において、現在でも部落差別があると思うかとの質問に対し、

---

<sup>114</sup> 法務省「部落差別（同和問題）を解消しましょう」  
[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

<sup>115</sup> 法務省の人権擁護機関は、昭和50年から平成元年までの間、人権侵犯事件として調査を行い、発行者、購入者等から、任意に合計663冊の部落地名総鑑の提出を受けて回収するなどした。



令和4年5月現在

## 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

## 委員

座長	穴 戸 常 寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	曾我部 真 裕	京都大学大学院法学研究科教授
	橋 本 佳 幸	京都大学大学院法学研究科教授
	卷 美 矢 紀	上智大学大学院法学研究科教授
	森 亮 二	弁護士（第一東京弁護士会所属）
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

## 関係省庁等

(法務省)

唐 澤 英 城	法務省人権擁護局参事官
日下部 祥 史	法務省人権擁護局付
佐 藤 しずほ	法務省人権擁護局付
竹 田 御眞木	法務省人権擁護局総務課人権擁護支援官

(総務省)

小 川 久仁子	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 消費者行政第二課長
池 田 光 翼	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 消費者行政第二課課長補佐

(最高裁判所)

岩 井 一 真	最高裁判所事務総局民事局第一課長
池 本 拓 馬	最高裁判所事務総局民事局付

## 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」開催状況

- 第1回 令和3年4月27日  
○論点整理
- 第2回 令和3年5月18日  
○論点整理
- 第3回 令和3年6月21日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第4回 令和3年7月21日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第5回 令和3年8月31日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方  
○論点2：SNS等における「なりすまし」
- 第6回 令和3年9月24日  
○論点2：SNS等における「なりすまし」  
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第7回 令和3年10月18日  
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題  
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿  
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
- 第8回 令和3年11月24日  
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ  
○論点6：識別情報の摘示
- 第9回 令和3年12月13日  
○論点7：その他  
○中間取りまとめ（案）
- 第10回 令和3年12月23日  
○中間取りまとめ（案）
- 第11回 令和4年3月7日  
○取りまとめに向けた論点整理
- 第12回 令和4年3月24日  
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方  
○論点2：SNS等における「なりすまし」  
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第13回 令和4年4月14日  
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿  
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ  
○論点6：識別情報の摘示  
○論点7：その他
- 第14回 令和4年5月16日  
○取りまとめ（案）

第15回 令和4年5月24日  
○取りまとめ(案)

平成 31 年 3 月 12 日

法務局人権擁護部第三課長 殿

(東京, 大阪)

法務局人権擁護部第一課長 殿

(除く, 東京, 大阪)

法務局人権擁護部第二課長 殿

地方法務局人権擁護課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課補佐官

選挙運動, 政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について  
標記について, 近時, 選挙運動, 政治活動等に藉口して不当な差別的言動等が  
行われる場合があるとの指摘がされています。選挙運動, 政治活動等(以下「選  
挙運動等」という。)の自由の保障は民主主義の根幹をなすものですが, 他方で,  
選挙運動等として行われたからといって, 直ちにその言動の違法性が否定される  
ものではありません。

ついては, 選挙運動等に藉口した不当な差別的言動その他の言動により人権を  
侵害されたとする被害申告等があった場合には, その言動が選挙運動等として行  
われていることのみをもって安易に人権侵犯性を否定することなく, 「ヘイトス  
ピーチに関する人権相談に対する対応指針」(平成 27 年 6 月 10 日付け当職事  
務連絡)及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理  
について」(平成 31 年 3 月 8 日付け法務省権調第 15 号当課長依命通知)をも  
踏まえ, その内容, 態様等を十分吟味して, 人権侵犯性の有無を総合的かつ適切  
に判断の上, 対応されるよう願います。

なお, この種事案の人権侵犯事件としての立件, 調査及び処理に際しては, 侵  
犯された人権に十分配慮した処理を目指しつつも, 他方, 選挙運動等の自由にも  
十分配慮する必要があるので, その対応方については, 事前に当課と十分に協議  
されるよう配意願います。

## ヘイトスピーチに関する裁判例

本資料は、「令和5年度ヘイトスピーチ対策専門部会」の開催に当たり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関する判断をした裁判例を紹介するものである。

### 【横浜地裁川崎支部令和5年7月11日判決】

本件は、Aが「Y発！日本浄化デモ第三弾」と称するデモ開催目的で、Y市長の管理に属する公園の公園内行為許可申請をしたところ（以下、許可申請に係る公園を「本件各公園」という。）、同市長から、「不当な差別的言動をおこなうおそれがある」ことから、Y市都市公園条例（以下「本件条例」という。）3条4項の規定に基づく不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を受けたことについて、A、同デモに参加予定であった原告らの表現の自由や政治活動の自由が侵害されたとして、原告らが被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償等を求めた事案である。

まず、本件不許可処分の適法性の総論として「被告が設置した本件各公園は、地方自治法244条1項にいう公の施設に該当するから、被告は、正当な理由がない限り、住民がこれを利用することを拒んではならないし（同条2項）、住民の利用について不当な差別的取扱いをしてはならない（同条3項）。本件条例は、同法244条の2第1項に基づき、公の施設である本件各公園の設置及び管理について定めるものであり、本件条例3条4項は、「市長は、…公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、…許可を与えることができる」と定めて、その利用を拒否するために必要とされる正当な理由を具体化したものと解される。」と判示し、集会の自由の不当な制限につながらないよう、「その管理者は、当該公共施設の種類、規模、構造、設備等を勘案し、公の施設としての使命を十分達成せしめるよう適正に管理権の行使をすべきであって、これら物理的支障の点からみて利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらずその利用を拒否し得るのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られるもの」というべきであり、このような場合には、その危険を回避し、防止するために、その施設における集会の開催が必要かつ合理的な範囲で制限を受けることがあるといわなければならない。そして、当該制限が必要かつ合理的なものとして肯認されるかどうかは、基本的には、基本的人権としての集会の自由の重要性と、当該集会が開かれることによって侵害されることのある他の基本的人権の内容や侵害の発生の危険性の程度等を較量して決せられるべきものである（最高裁平成7年3月7日第3小法廷判決・民集49巻3号687頁参照）。」と泉佐野市民会館条例事件と同旨の判示をした。

その上で、本件条例3条4項については、「本件条例3条4項に基づく本件各



公園の利用の制限は、上記に述べた較量によって必要かつ合理的なものとして肯認される限りは、原告らの集会の自由を不当に侵害するものではなく、また、検閲に当たるものでもない。したがって、憲法21条に違反するものではない。」として、本件条例3条4項の解釈としては、「本件各公園における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件各公園で集会が開催されることによって、人の生命、身体、自由、財産、人格的利益が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当である。」とした。

加えて、「公の施設における集会でなされる可能性のある発言内容を理由に、当該公の施設の使用を不許可にすることは、言論の自由の事前抑制になることからすれば、ヘイトスピーチを目的としたり、特定の個人に対する名誉毀損や侮辱といった犯罪行為が行われたりするおそれが、客観的事実に照らして、具体的に明らかに認められる場合でなければ、原則として不許可にすべきではないと解するのが相当である。」と判示した。

上記解釈を前提として、本件不許可処分については、被告が「不当な差別的言動をおこなうおそれがある」ことを理由に「公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当しないとして、本件条例3条4項に基づき、本件不許可処分をしているところ、その判断は、過去の集会等においてAないし集会参加者が不当な差別的言動を行ったという事実認定を前提としたものであったため、過去の集会等における4つの発言が、不当な差別的言動に当たるかどうかについて判断した。

一つ目の発言は「韓国では自分の国のことは『ヘル朝鮮』と言ってるそうじゃないか。帰ればいいんだよ、おまえら。一匹残らず叩き出してやるからよ、日本からよ。なにが『Mを通すな』だよ。ここは日本なんだよ。」(以下、「本件発言①」という。) というものであり、本件発言①における「おまえら」は、実際にAらの面前にいるかもしれない抗議参加者のうちの在日韓国人、朝鮮人とどまらず、広く一般に日本国内に居住する韓国人、朝鮮人を指していると解するのが相当とした上で、「一匹残らず叩き出してやる」という発言は、韓国という出自に着目して、在日韓国人を日本国内から排除することを煽動するものと認められるから、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。」とした。

二つ目の発言は、「大韓民国、南朝鮮ね韓国ね、そして北朝鮮も、わが国にとって敵国であります。韓国は国を挙げて世界中でないことを言いふらして日本の悪口を言いふらして貶めているんです。そしてa b島を不法占拠して我が国

の領土を奪っております、これを敵国といわずして何というんでしょうか。いいですか、敵国人に対して死ね、殺せ、こんなのは当たり前なんですよ。」(以下、「本件発言②」という。) というものであり、「日本と韓国又は北朝鮮が敵国である、敵国人に対し「死ね、殺せ」と言うのが当然のことであるとはいえず、本件発言②は、専ら在日韓国人、朝鮮人に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で、公然とその生命に危害を加える旨を告知するものであることは明らかである。」から、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとした。

三つ目の発言は、「みなさん、堂々と言いましょ、朝鮮人出ていけ。朝鮮人は出ていけ、ゴキブリだ。ゴキブリ朝鮮人は出ていけ。何を言っても構わないんです。」(以下「本件発言③」という。) というものであり、「ゴキブリ」と呼ぶことが極めて侮蔑的な表現であることが明らかであることからすれば、本件発言③は、専ら在日韓国人、朝鮮人に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で、公然と在日韓国人、朝鮮人を著しく侮蔑するものであり、かつ、その出身を理由として地域社会から排除することを煽動するものであると認められるから、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとした。

四つ目の発言は、「絶対に許さないからよ。これから存分に発狂するまで焦ればいいよ。じわじわじわじわ真綿で首絞めてやるからよ。一人残らず日本から出ていくまでな。」(以下「本件発言④」という。) というものであり、真綿で首を絞めるとの慣用句の意味からすれば、本件発言④が在日韓国人、朝鮮人の生命に対する危害を告知する意味に直ちに解することはできないが、その文脈からすれば、在日韓国人、朝鮮人が日本からいなくなるまでは、じわじわと責め、痛めつけ続けるという意の発言に解され、結局のところ、当該発言は、在日韓国人、朝鮮人を地域社会から排除することを目的とした発言にほかならない。」として、本件発言④は、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するから、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとした。

上記した過去の集会において、在日韓国人、朝鮮人の人格権を侵害する差別的言動が行われていた事実に加えて、過去のデモのテーマとして、大量殺戮や追放等の手段を通じて特定の民族の排除を図る意味をもつ「浄化」という言葉が用いられていること、Aが主催する集会及びデモにおいては、一貫して在日韓国人、朝鮮人が一括りに「反日」勢力として扱われていること、本件集会が第1弾デモ及び第2弾デモと同一の主催者によって同一のテーマである「Y発！日本浄化デモ」の「第3弾」と銘打たれていたことからすれば、本件各公園においてAらによる集会が開催された場合には、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する言動がされていた蓋然性が高いことが客観的事実に照らして明らかに認められるとした。

そして、本件発言①ないし④が拡声器を用いて行われていたことから、本件集会においても同様の態様で行われる蓋然性が高く、集会に関する申請された本件各公園の立地状況や利用状況や本件各公園が開放された空間であることを踏まえると、本件各公園において差別的言動がなされれば、本件各公園の周辺住民や本件各公園及び周辺の施設利用者のうち在日韓国人、朝鮮人の人格権を直ちに侵害することになるから、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されたといえるとした。

また、「本件条例3条5項において、市長は許可に際し管理のため必要な範囲内で条件を付けることができると規定されているものの、Aが過去の集会でヘイトスピーチを行ったことを否定する趣旨の発言をしていたことや、Aがインターネット上で「絶対に違法行為はしない」「ヘイトスピーチ解消法にも従ってください。(悪法も法なり)です。」などと本件集会とともに行うとされた第3弾デモ参加予定者へ呼びかけていたにもかかわらず、実際に行われた第3弾デモにおいて「基地外朝鮮人」といった差別的文言を含むプラカードが掲げられていたことを踏まえると、何らかの条件を付けることでAらによる差別的言動を防止することができたとは言い難く、不許可以外のより制限的でない方法によって人格権侵害の危険を回避することができたとも認められないとした。

以上によれば、本件集会は、本件条例3条4項にいう「公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合」に該当しないといえるから、本件不許可処分は、適法であると結論づけた。

以上

## 令和5年度ヘイトスピーチ対策専門部会 説明資料

省庁・地方公共団体名: 警察庁公安課

## 議題 国によるヘイトスピーチの解消に向けた取組等について

警察庁では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進している。

# インターネット上のヘイトスピーチに係る総務省の取組 (第7回ヘイトスピーチ対策専門部会)

---

令和5年10月

総務省 総合通信基盤局



## (1) 事業者団体への通知

- 総務省から、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会および(一社)日本ケーブルテレビ連盟の**通信関連4団体**に対し、「ヘイトスピーチ解消法」や「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立・施行を伝えるとともに、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動や、部落差別を助長するような情報について、電気通信事業者において**適切な対応をとること等の周知・要請**を実施(平成28年10月・平成29年1月)。

## (2) 契約約款モデル条項の解説改訂の策定支援

- 上記通信関連4団体で策定している「**違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項**」について、上記法律の制定を受けて、**解説部分の改訂**(平成29年3月)を実施。
- 具体的には、当該約款モデル条項で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長」する等の行為に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を含むいわゆる**ヘイトスピーチ**「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、**特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報**をインターネット上に流通させる行為」が含まれることを**解説において明確化**。(最終改訂は平成28年4月。なお、解説部分の最終改訂は令和5年10月)

## (3) 関係省庁との連携・協力等

- インターネット上のいわゆるヘイトスピーチ等に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、**法務省**とともに、**通信関連事業者**(※)との**意見交換の場となる実務者検討会を開催**(これまで計10回実施)。

※ Google・X(旧Twitter)・Meta・LINEヤフー・ByteDance・通信関連四団体及び違法・有害情報センター

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

## 1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)SMAJ・(一社)SIA)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

## 2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】

## 3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐づく氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月施行】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月施行】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】

## 4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

# 誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ 概要

背景

- プラットフォームサービスに関する研究会第二次とりまとめ（2022年8月）を踏まえ、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関する検討を進めるに当たり、専門的な観点から集中的に議論するため、プラットフォームサービスに関する研究会の下に、「誹謗中傷等の違法有害情報への対策に関するワーキンググループ」（誹謗中傷等対策WG）を2022年12月に設置。

検討内容

- プラットフォーム事業者による利用規約に基づく削除等の適正化**  
例：投稿の削除方針（ポリシー）とその実行のための体制の計画・公表、削除申請窓口の設置と明示 等
- 法的な請求等に基づく削除等の適正化**  
例：違法情報の削除の義務付け、民事上の削除請求権の明確化、裁判外紛争処理手続（ADR）の法定 等

構成員

生貝 直人	一橋大学 法学研究科 教授	藤原 総一郎	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
伊藤 和真	株式会社PoliPoli 代表	水谷 瑛嗣郎	関西大学 社会学部 准教授
(主査代理) 上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士	山口 いつ子	東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授
(主査) 穴戸 常寿	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	山根 香織	主婦連合会 常任幹事
清水 陽平	法律事務所アルシエン 弁護士		
(オブザーバ)	法務省人権擁護局、警察庁サイバー警察局		

スケジュール



インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

## 1. 新たな裁判手続の創設

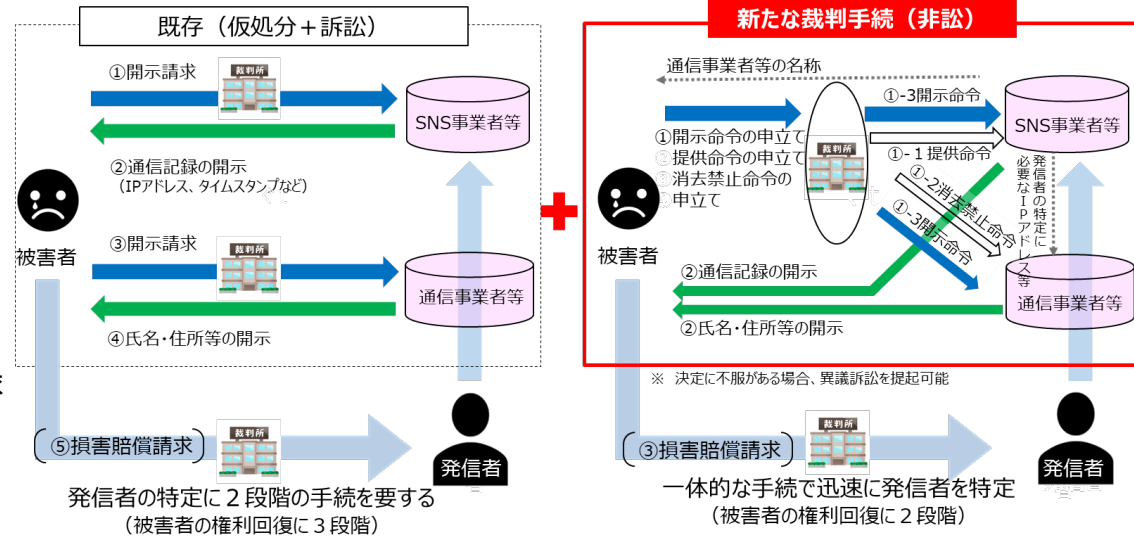
現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

### 【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

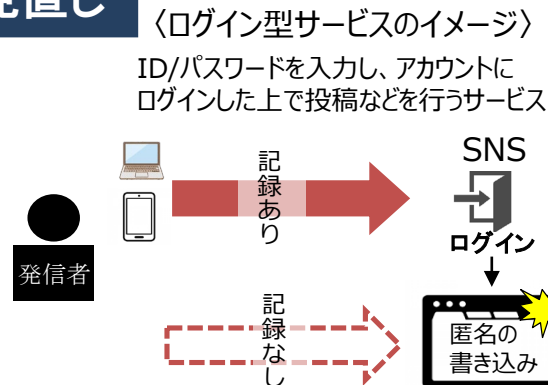


## 2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

### 【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



## 3. その他

### 【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
- ※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合



# 違法・有害情報相談センター

- インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。
- 2021年度より、「違法・有害情報相談機関連絡会」を新設し、相談機関間の円滑な連携による相談者への最適な解決策の提供等を目的に、相談機関間での連携強化を図っている。



## 違法・有害情報相談機関連絡会の新設

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に関する被害者救済を図るため、他の相談機関との連携強化を実施。
- 2021年度(令和3年度)から、違法・有害情報相談機関連絡会を新設。2023年6月に第5回会合を開催。

### <参加機関>



(事務局)



インターネット  
ホットラインセンター



セーフアール  
インターネット協会



東京都



全国消費生活  
相談員協会

### <オブザーバ>

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

外務省資料

【2022年10月の自由権規約の第7回対日審査における勧告（抜粋）】

13. Reiterating its previous recommendations, the Committee urges the State party:

(a) To consider expanding the scope of the Hate Speech Elimination Act to cover discriminatory speech and behaviour against all persons, regardless of their origin;

(b) In accordance with articles 19 and 20 of the Covenant and the Committee's general comment No. 34 (2011), to consider amending the Criminal Code to introduce a separate definition and prohibition of hate crime and to explicitly criminalize acts of hate speech online and offline on all prohibited grounds under the Covenant, including on the grounds of sexual orientation and gender identity; and to encourage the reporting of hate crimes and hate speech and ensure that such crimes are identified and registered, including through the establishment of a comprehensive disaggregated data-collection system;

(c) To combat intolerance, stereotypes, prejudice and discrimination towards vulnerable groups, including ethnic and religious minorities and lesbian, gay, bisexual and transgender persons, by, inter alia, increasing training for law enforcement officials, prosecutors and the judiciary and conducting awareness-raising campaigns promoting sensitivity and respect for diversity among the general public;

(d) To strengthen the capacity of law enforcement officials to investigate hate crimes and hate speech, and ensure that all cases are systematically investigated, that perpetrators are held accountable and that victims have access to full reparation.

（暫定訳）

13. 委員会は、前回の勧告を繰り返し、締約国に対して以下を要請する。

(a) 出身地にかかわらず全ての人に対する差別的な言動を対象とするようヘイトスピーチ解消法の適用範囲の拡大を検討すること。

(b) 本規約第19条及び第20条並びに意見及び委員会の一般的意見34（2011年）に従い、ヘイトクライムの個別の定義及び禁止を導入するため、また、性的指向及び性自認を含む、本規約で禁じられるあらゆる差別の理由に基づくオンライン及びオフラインのヘイトスピーチの行為を明示的に犯罪化するための刑事法の改正を検討すること、ヘイトクライムやヘイトスピーチの通報を奨励し、包括的な細分化されたデータ収集システムの確立を通じたものも含めてそのような犯罪が特定及び登録されることを確保すること。

(c) 特に、法執行機関関係者、検察官及び司法関係者に対する研修を強化し、一般公衆の多様性への配慮及び尊重を促進する啓発キャンペーンを実施することにより、民族的・宗教的少数者並びにレズビアン、ゲイ、バイセクシャル及び



トランスジェンダーの人々を含む脆弱な立場に置かれた集団に対する不寛容、固定観念、偏見及び差別と闘うこと。

(d) ヘイトクライム及びヘイトスピーチに関する法執行関係者の捜査能力を強化し、全ての事件が適正な手順に従って捜査され、加害者が責任を問われ、被害者に十分な補償へのアクセスがあるようにすること。

#### 【2023年1月の第4回UPR対日審査における勧告（抜粋）】

158.283 Ensure that enforcement mechanisms against discrimination, harassment and hate speech are strengthened to allow women, LGBTQI persons and minorities full and equal participation in society and politics, including access to effective remedy (Norway);

(暫定訳)

158.283 差別、ハラスメント、ヘイトスピーチに対する執行メカニズムを強化し、女性、LGBTQI、マイノリティが、効果的な救済へのアクセスを含め、社会と政治に完全かつ平等に参加できるようにすること（ノルウェー）

# ヘイトスピーチ解消に向けた文部科学省の取組

資料 2 - 5

## 各種会議や研修の場等における教育や行政説明等による周知

- 学校における人権教育
- 「人権教育担当指導主事連絡協議会」の開催
- 「人権教育推進研修」の実施
- 社会教育主事の養成講習での行政説明

## リニューアルしたポスターの周知

- ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」を都道府県・指定都市教育委員会へ通知



## 人権教育の推進

- 「学校における外国人の人権尊重に関する実践事例」の文科省ウェブサイトへの公表
- 「人権教育研究推進事業」の実施及び成果概要の文科省ウェブサイトへの公表